

9月7日

○議長（玉利道満君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

（午前9時00分開議）

○議長（玉利道満君） 日程第1、広報等調査特別委員会委員の選任を議題とします。

新福愛子議員の議員辞職に伴う広報等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、産業文教常任委員会より、有馬研一議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、広報等調査特別委員会委員には、有馬研一議員を選任することに決定しました。また、空席となりました副委員長に、竹下日出志議員を選任したと報告を受けております。

○議長（玉利道満君） 日程第2、一般質問を行います。

15名の議員より通告がありました。本日は、5名の一般質問を行います。順次発言を許します。

まず、10番、和田里志議員の発言を許します。

○10番（和田里志君） 登壇

おはようございます。第3回始良市定例会恒例の一般質問を迎えました。先陣を切って質問をさせていただきます。池島町の和田里志でございます。

今回も、朝早くから傍聴にお越しいただき、議会の活動を見守り、さらに市政の動向に関心をいただいております。皆様、まず御礼を申し上げます。

さて、小学校1年のとき、メンバーの2人が金魚に餌をやる生き物係をしていたことから命名されたというユニット名、その名もズバリ「いきものがかり」。今や若者だけでなく、さまざまな世代から支持を集めるアーティストであります。そのいきものがかりが歌った「風が吹いている」という歌が、ロンドンオリンピック放送のテーマソングとなり、この夏テレビ、ラジオで毎日のように流されました。まっすぐな歌声でオリンピックをテーマに一瞬に掛けるアスリート達の気持ちを素直に表現し、応援する私たちにも感動と元気を与えてくれた楽曲であります。

オリンピックのメダル獲得数は、過去のアテネ大会を上回る史上最多の38個に上りました。日本人初の記録や、数十年ぶりの入賞、表彰台など、盛りだくさんの内容となったロンドンオリンピック。さらに、その後に続いて現在行われている、障がい克服してスポーツに打ち込む選手の祭典、パラリンピック。それぞれの選手たちの活躍は、私たちに感動と勇気を与え、東日本大震災からの復興を目指す人々や、国をも後押ししてくれています。

歌のタイトルではありませんが、市長もさまざまな会合等で機会あるたびに、「今、始良市にはいい風が吹いている」と言われます。その言葉のとおり、本市では、ヤマエ久野とデリカフレンズ、イオンタウンなど、大企業をはじめ、自動車関連の新たな企業の進出計画等、着実に進んでおります。

物事を決められない政治が繰り返され、事実上きょう閉幕する国会。とうとうその改革を求め、経

済界と労働界の代表は異例の緊急提言をいたしました。近隣市町村においては、誘致企業の撤退や、雇用縮小などが相次ぎ、その対策に追われる中、始良市は新市にふさわしい順風が吹いています。

私も、先の一般質問の冒頭で、県央の利点を生かした県内一暮らしやすいまちづくり、10年後、20年後に評価されるまちづくりを目指して、共に取り組んでいきたいと申し上げました。今回も折角吹いている風にしっかり帆を張り、めったにないチャンスを逃すことのないよう、また、そのかじ取りを誤ることのないよう、チェックしながら質問を行いたいと思います。

それでは、通告書にしたがって、順次質問してまいります。

まず、第3次実施計画策定に向けた事業構想について。

要旨1、交流人口の拡大と市の核の部分に人の流れをつくるために、スマートインターチェンジを設置し、周辺の道路整備をあげているが、インターの位置と具体的道路整備について示せ。

2、地域振興で街路森山線・松原線の整備を掲げ、旧農協教育センター周辺へのアクセスを検討するとしているが、その内容を具体的に示せ。

3、幹線道路の慢性的な渋滞対策をどのように考えているか伺います。

2点目、市有地の売却促進についてであります。

帖佐第一土地区画整理事業の換地処分が終了し、現在その清算手続きに入っている。この事業の保留地であった土地は、普通財産として市に引き継がれ、現在市有地として残っているが、これらの土地の処分を今後どのように行っていく考えか伺います。

2つ目、合併前の旧町時代から保有するそれぞれの土地について、その適正運用・活用方針が定まっているか伺います。

以下は、一般質問席より行います。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は、15人の方から一般質問をいただきました。順次、答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員のご質問にお答えいたします。

1問目の第3次実施計画策定に向けた事業構想についての、1点目のご質問にお答えいたします。

スマートインターチェンジの整備につきましては、現在12月開催予定の地区協議会に向けて、事前打ち合わせ会や作業部会を開催し、スマートインターチェンジの必要性や効果、将来交通量推計に基づく費用便益の分析や採算性について協議を行っており、今後も作業部会や勉強会を開催し、引き続き協議を進めてまいります。

また、スマートインターチェンジの設置の位置や運用方法などは、地区協議会で決定していただきますので、第2回定例会でお答えしましたとおり、この地区協議会で決定後、周辺道路の整備計画を含めて、具体的にお示ししたいと考えます。

なお、周辺道路は片側3.0mの幅員、設計速度40kmで計画したいと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

街路森山線と松原線の整備につきましては、第3次実施計画で事業構想を掲げるよう検討しております。

「旧農協教育センター周辺へのアクセスを検討する」とありますのは、「今後の予定と考え方」の欄に明記しておりますので、街路森山線と松原線の整備を進めていく中で、今後具体的に検討してま

います。

3点目のご質問にお答えいたします。

渋滞の定義につきましては、道路管理者や交通管理者によって異なり、警視庁では、一般道で走行速度が20km以下になった状態と定義しているようであります。

本市でも、朝夕の通勤時間帯には、主に幹線道路において多くの渋滞が発生している状況であり、各道路管理者においても、道路バイパス工事などを行って渋滞解消に努めていただいているところであります。

今後も引き続き渋滞の解消対策を講じていただくよう要望してまいります。

また、市道におきましても、渋滞や混雑が発生する路線を中心に、交差点などでの右折車線の設置などを行ってまいります。

次に、2問目の市有地の売却促進についての1点目のご質問にお答えいたします。

帖佐第一地区土地区画整理事業につきましては、昨年10月に換地処分が終了し、保留地につきましては普通財産に所管替えしております。このうち、今年度1区画売却し、1区画が交渉中であります。

今後の土地の処分につきましては、新聞広告やリーフレットの配布などによる周知を図りながら販売を進めてまいります。

新聞広告は、8月12日の南日本新聞に掲載しておりますが、リーフレットにつきましては現在作成中であり、出来上がり次第、鹿児島市内の公営住宅を中心に配布し、周知を図りたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

合併前の旧町から保有するそれぞれの土地につきましては、運用・活用などの指針は作成しておりませんが、まず宅地としての形状を有しており、販売可能な宅地等の売却を進める予定にしております。

その他の土地については、今後一筆一筆の情報整理を進め、市として活用が見込めない土地は売却する方向で検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

#### ○10番（和田里志君） 2回目の質問に入ります。

簡潔明瞭な答弁をいただきました。非常に不満であります。

まず、スマートインターチェンジについてお尋ねしてまいります。

先の、7月3日付南日本新聞、「始良市が新インターチェンジ構想、桜島サービスエリアが候補地、スマートインターチェンジは計画とおり進めば利用開始は2016年か17年頃、設置場所は桜島サービスエリアを軸に本年度内に決める、道路連結の許可を得て来年度から地質調査、実施設計をはじめ、2年後の着工を目指す、総工費6億円、同市はイオン増床に伴う交流人口の増加が予想される。市長は、スマートインターで市中心部へのアクセスが良くなり、企業誘致にも弾みがつきそうと話している。」このような報道がなされました。

これまでの同僚議員の数々の質問においても、設置場所については決定したものではないと答弁され、この報道に関しても、全員協議会の説明では、執行部のプレス発表ではなく、マスコミ独自の取材による記者の目から判断した報道であり、内容についても一部嚴重に抗議した、と説明をされました。どういうルートで取材されたのかわかりませんが、我々が聞いても具体的に教えてもらえないよ

うな、その設置場所、時期、工事費までもが報道をされました。市民の多くは、既に桜島サービスエリアにスマートインターチェンジが近々設置されるものだと信じております。

そこで、再度確認しますが、スマートインターチェンジについては、計画はしているが設置場所も含めてまだ決まっていない、地区協議会を経て接続箇所が決まってから公表する。執行部はこの共通認識でよろしいですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

新聞報道等もございましたが、協議会でお話ししたとおり、この答弁でも申し上げますように、ただいま桜島サービスエリアのスマートインターチェンジの設置につきましては、構造——（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）はい、すいません。

現在では、今議員が仰せのとおり、具体的に示す段階ではございません。

ただし、作業部会の中ではいろいろ協議、先ほどから費用便益やら帖佐バスストップ、桜島インターチェンジを対比した場合、桜島インターチェンジのほうが費用便益、その他保証物件等、建設については有利であるということで、今協議をして、桜島インターチェンジ設置の方向で協議を行っているところでございます。

○10番（和田里志君） この認識でよろしいですかということですから、聞いたことだけ教えてください。

これはですね、私、きょうの質問の中で一番肝心なところなんです。

市長にもう1回お尋ねしますが、地区協議会を経て接続箇所が決まってから公表すると、6月でも答弁されてますが、この認識でよろしいんですか。

○市長（笹山義弘君） そのとおりでございます。

○10番（和田里志君） ということは、計画ですから、ある意味当然かもしれませんが、中止あるいは変更もあり得ると理解しますが、これまで、誰が何回聞いてもこのような、同じような答弁になってるんですね。だから、なお、さらに質問したくなるんです。

3月の同僚議員による質問の答弁の中で、24年度は高速道路利便増進事業制度実施要綱より検討と調整を行い云々と答弁されてますが、その高速道路利便増進事業制度実施要綱、その要綱なるもの、今手元にありますか——いや、なかったらすぐ取り寄せてください。とばして後ほどまたその分の内容について説明をいたしますので、次の質問にいきます。

まず申し上げますが、私は、このスマートインターチェンジ計画に反対する立場ではございません。あったらいいです。できれば設置したい。誰でも便利なものは欲しいと思っている。旧始良町時代においても、いち早く始良町の中心部分にその核となる施設への乗り入れ等のために、スマートインターチェンジを設置できないか質問をしまりました。

今回、先月ですが、私たち建設水道常任委員会では、広島県廿日市市の宮島スマートインターチェンジに所管事務調査に行っていました。

スマートインターの設置された経緯や利用状況等について調査、勉強してまいりました。その結果は復命書でも報告しておりますが、これまでの高速道路とのアクセスの悪かった廿日市市、世界遺産

に登録された厳島神社、宮島の観光地や大型団地、多くの誘致企業を有する同地区と、本市の条件はかなり異なります。本市の場合、そのあり方も含めて、桜島サービスエリアであればその駐車場の確保、周辺接続道路の問題など、より綿密にもっと研究する必要性を感じております。

6月にも、同僚議員がスマートインターと周辺道路整備計画について質問されていますが、どのようなインターチェンジが計画されているのか、肝心の具体的内容、施設については全く触れておりません。

スマートインターチェンジの形態にはいろいろあるかと思うんですが、例えば、上り、あるいは下り専用のハーフ方式なのか、双方向のフル方式なのか、あるいはサービスエリア方式か、本線直結型か、施設乗り入れ型か、またその利用時間は制限があるのか、24時間運用可能か。本市の計画ではどのようになっていますか。

**○市長（笹山義弘君）** まず、私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、このスマートインターチェンジ構想なるものは、この本市がこの位置しておりますこの鹿児島県の中の中心にあるということもさりながら、お隣霧島市、そして鹿児島市を結ぶ国道10号が走っているわけですが、この人身事故等によりまして、4時間この国道10号が止まっておるといふこと、これ2回も経験しているわけでありまして。

そういう中から、こういう大変な経済的影響が大きい中で、やはり交通網をしっかりと確保するということからしますと、仮に事故が起きましたときに、現在は始良インターもしくは蒲生経由の鹿児島へのアクセスへ繋いでいくということをしたときに、大変なロス、そして作業をしなければならないということでもあります。

そういう中から、それに直結、結び付く有意な位置にありますこのスマートインターチェンジ構想なるものが実現されますと、それらの解消にも結び付くということもございますので、そのようなことから本市としては各関係機関に要望を出して、今協議を進めているところでございます。

また、いろいろ議員のほうでいろいろと調査をいただいてご指摘いただいておりますけれども、いろいろなことについてもこの地区協議会において、どの方式がいいか、いろいろな各数値に基づいてそれらを精査されます。その中で、どの方法が一番いいのかということもしっかり検証されるというふうには、私は思っております。

ただ、この事業が今計画を進めてはおりますが、この大きな事業であるだけに、この、私どもの希望に即したその事業の年度で進んでいくということについては、まだ今の段階では未知数でございますので、実現できるかできないかも含めて、まだ未知数であるということでお答えしたいと思っております。

**○建設部長（蔵町芳郎君）** 具体的な、ちょっと3点ほどご質問がございましたが、対象車種の件、既存の高速道路と、今現在担当レベルの作業部会で検討をしている内容について、先ほども市長が申し上げましたが、決定ではございませんが、その方向で検討しているということをご理解いただきたいと思います。

内容につきましては、対象車両及び利用時間等については、限定せず、24時間利用ということで現在協議を行っております。

それと、協議をしている内容について申し上げますと、サービスエリアの、既存の利用者と高速道路利用者との分け方についても現在協議を行っておりますが、現在の施設の利用者、高速道路を利用

しない方々でサービスエリアを利用される方、現在のような方々にはお客様駐車場を設置する、まあ現在と同じでございます。

それと、車での施設利用のみの方はスマートインターチェンジのオンオフを利用されるわけですが、高速に乗らなくて、サービスエリアだけ利用される方もE T Cを使って利用できる方法はないかというようなことも協議をしております。

ほかに、既存の従業員の駐車場の確保については、これは工事が取り付け道路については市のほうで行いますが、高速道路施設内の事業については西日本高速道路のほうで設置いたしますので、その駐車場と駐車場の拡幅については敷地内のほうで行う、ただし、それを広げる場合は用地等の取得が発生する場合も考えられております。

それと、最終的なもう1回重複的答弁になりますが、桜島サービスエリアの設置決定につきましては、3段階に分けて検討をいたしております。

1つは、加治木と始良のインターチェンジ化による候補地の抽出で2 km以上離れている点、この点については桜島サービスエリアと帖佐のバスストップは適用されたということで、フロー的に抽出をしております。

それと、構造的な面、平面縦断の構造の基準を満たしているか、橋梁区間はないかと。

3つ目が沿道状況から見た設置可能区間の抽出ということで、保証物件は多いか少ないか、そこら辺の、この3つを選定の方法とした結果、繰り返しになりますが、桜島サービスエリアで現在設置を検討しているということでございます。

○10番（和田里志君） るる細かく説明していただきましたけど、そのように桜島サービスエリアで今検討していると丁寧に説明していただければ、問題ないんですよ。まだ決まってません、桜島サービスエリアにするか、バス停にするか決まってませんとか、そういう答弁をされるからおかしくなるんですよ。そりゃいいですが。

そうしますと現在までの計画の進捗状況なんですが、実施計画の作成中ということによろしいんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 実施計画ではございませんが、概略設計を含めた形での、国交省に申請する申請書の作成段階でございます。

作業部会、担当者レベルで協議をいたしまして、おなじメンバーではございますが、先ほどから出てきておりますが地区別協議会、この地区別協議会は国土交通省、西日本高速道路、鹿児島県、始良市、それと市民の立場から、学識経験者、それとまあ市民ですか、まあオブザーバーとして鹿児島県警の交通部、始良警察署、この方々で構成された地区別協議会で、今、作業部会で揉んできた案について最終的な決定を行い、国土交通省のほうに申請をするという形になります。その関係で、実際、実施設計書ではございません。概略設計ということでございます。

以上です。

○10番（和田里志君） 今ですね、市民の立場から学識経験者といわれましたけど、これはちょっと違うと思いますよ。学識経験者はあくまでも学識経験者であって、市民の立場とは違うと思います。指摘しておきますけど。

そこで、3月の答弁で、仮称桜島スマートインターチェンジ整理事業は平成22年度その設置可能性調査業務を委託し、平成23年度は実施計画作成業務を委託したと述べておられますね。その成果品により、2月20日に第1回の打ち合わせを行ったということで述べておられますが、業者に委託した実施計画書ってというのはないんですか。資料請求をしたんですが、いただいていないんですけれども。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 23年度実施計画書作成業務委託ってということで発注いたしました、今年度、24年度作業部会勉強会、それから地区協議会に向けての基礎資料としての実施計画案としての資料を作成したものでございます。

以上です。

○10番（和田里志君） 案として作成したのであれば、それは資料としては出せないんですかね。まあ出せなければ構いませんけれどね、それはそれでいいです。

先ほどから地区協議会でしたかね、というような形でよく出てきますが、今言われました、学識経験者、国土交通省、九州地方整備局、鹿児島国道事務所、西日本高速道路株式会社、鹿児島県高速道路対策室、鹿児島県警察本部、始良市より構成する地区協議会となっておりますね。市民は、住民は全く入ってないですね、ここには。まあ、ここに入る必要はないと思うんですが。

きょう言いたいのは、そういう具体的な計画が住民に知らされないまま、なぜ決定してからでないと公表できないかと、ここなんです。計画ですから修正はあって当然ですよ。こういう計画をしています、どこどこにこんな計画をしています。修正は当然出てくると思うんですが、そういうのが知らされないまま、答弁では地区協議会を経て設置箇所が決まってからと。設置箇所を決めるのに、住民説明はいらないんですか。お尋ねします。

○建設部長（蔵町芳郎君） 今、申される設置箇所について、再三申し上げますが、決定を得ないことには断言できないと、地区別協議会で決定して国交省のほうに申請するわけですが、それが申請段階では一応桜島インターチェンジで申請いたしましたという報告はできると思います。

しかし、その具体的など申しますか、路線の取り付けとか、そのオンオフのランプの取り付け、上り下り、その場所等については具体的にはその決定を見てからご報告したいと考えております。

○10番（和田里志君） だめですよ、そこなんです、一番肝心な場所はですね。

じゃあ設置箇所の同意、これは誰がどこに、誰に対して同意を求めるんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 設置箇所の同意と申しますか、具体的に用地的な、地権者等じゃなくて、全体的な設置箇所については国交省のほうに申請して、その費用対効果、費用便益ですか、もろもろの私どもが今回申請する申請書の計画書を国交省が審査した結果、国からそういう事業、認可を受けるといって私は考えております。

○10番（和田里志君） 国交省に申請されるのはどなたですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 申請人は……ちよっとお待ちください。

失礼いたしました。

始良市長名で申請を行います。

○10番（和田里志君） その認識でよろしいんですかね。

先ほど言いましたけど、スマートインターチェンジ、高速道路利便増進事業の制度実施要綱、届きましたですか。それに全部順序立てて載ってると思うんですが、いいですか。設置場所の申請は、高速道路会社が行うんじゃないですか。連結許可申請は始良市長名でやるけれども。そうじゃないですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

この高速道路利便増進事業というのは、高速道路株式会社が行う事業でございます、市が行うのは高速道路の境界から外側ということになります。これはまた市といたしましては別事業で行ってまいります。

以上です。

○10番（和田里志君） なお、訳がわからないですね。もうちょっと皆さんにわかりやすく説明してほしいんですが。

連結箇所の同意を得ないといけないわけでしょ。その同意は誰がどなたに対して得るんですかっていうことですよ。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 連結場所の位置といたしましては、これは市から国土交通省のほうに申請いたしまして、最終的に国土交通省が決定いたします。

○10番（和田里志君） それで、制度の実施要綱を見てください。

実施箇所の決定ですよ。会社、これは実施計画書、その次の4番ですね、高速道路利便増進事業への位置付け、実施箇所の決定。これを見ますと、会社及び機構は提出されたスマートインター実施計画書に基づいて国の同意を得るものとする、箇所を選定して国の同意を得るものとする、会社及び機構が国の同意を得るとなってますよ、違いますか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 実施計画書は高速道路株式会社に提出いたします。国土交通省には連結許可申請書を提出いたします。ですので、先ほども申しましたように、利便増進事業というのは高速道路株式会社が行う事業ということになります。

以上です。

○10番（和田里志君） だから、さっきから言ってるように、同意は誰がどなたに得るんですかちゅうことなんですよ。同意を得てから連結許可申請書を市長名で行うんでしょ。違いますか。

○建設部長（蔵町芳郎君） ちょっと、その同意を誰に得るかということでございますが、先ほども、私ちょっと考えが——何でしょうか。



権利者がいたり、そういうことであればいろんな事業する場合、権利者に同意を求めますが、今回のそのスマートインターチェンジの設置につきましては、今計画でその設置申請を国交省に出すわけですので、市長名で。同意ということがどこに発生するかちょっとわかりません、今のところ。私としては。

○10番（和田里志君） あれありますか、制度実施要綱が。これの一番最後、5番目を見て下さい。「連結許可申請」ここ見て下さいよ。

連結道路管理者、これ連結道路管理者っていうのは市になりますよね、連結道路管理者は、4の（2）の国の同意の後、これは高速会社の同意の後です。高速会社が国に申請して同意を得た後です。国の同意の後、連結許可申請書を提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。このようになってますよ。そうですね。それでいいですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） はい、この連結許可申請っていうのは市が国土交通省に提出するものでございます。

○10番（和田里志君） まあ、その書類の手続き関係云々についてはもうこれ以上しませんけどですね。

じゃあ6月議会でも答弁されてますが、地区協議会を経て連結の同意が得られたら具体的に公表しますと述べられましたね。先ほど共通認識そうですね。

どの時点ですか。連結許可が出た時点ですか。それとも高速会社が国に同意を得た時点ですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） その全ての同意が出た時点で、議員の方々には全協で申請内容についてはお示しできると思います。

○10番（和田里志君） ということは、全てということは連結許可が出た、市長が申請されて連結許可が出た後ということですよね、それでいいですね。

だからおかしいと言ってるんですよ。

制度の実施要綱第3「スマートインターチェンジの要件（2）」これ読んでみてください。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） 当該インターチェンジにおいて高速道路に連結する施設は道路法上の道路であること。当該インターチェンジの設置により、既設インターチェンジ周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、インターチェンジアkses時間の改善、災害の恐れのある一般道路の区間の代替、地域活性化施策の支援など十分な社会便益が得られ——（「かつでいいですよ、かつから」と発言する者あり）十分得られ、費用便益が1.0以上であること。かつ当該インターチェンジの設置に関し、高速道路への連結を予定して道路の道路管理者において広報活動などの実施により、地域住民に対する説明責任を果たされているものであること。

○10番（和田里志君） 今、読んでいただきましたけど、まさしくその最後の部分なんですよ。かつ、当該インターの設置に関し、高速道路への連結を予定している道路の道路管理者、連結道路管理者、

いわゆる市になると思うんですが、市において広報活動等の実施により、地域住民に対する説明責任が果たされていること。これがスマートインターの要件ですよ。

皆さんは、場所が決定して事業が決定してから議会に諮るとっておられるんですよ。違いますか、どうですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） この広報活動等につきましては、今後広報誌等によって広報活動に努めてまいります。

○10番（和田里志君） 努めてまいりますじゃあ違うんですよ、困るんですよ。今まで何回聞いても同じような答弁で、決まってから説明します、決まってから説明します、その1点張りやっただじゃないですか。

もう1ついきますよ。事業の手続きですがね、事業の手続きの、地区協議会の設置、これは候補箇所の決定ですが、候補箇所の決定ですよ。連結道路管理者は、これは市です。市は、インターチェンジの社会便益、周辺道路の安全性、採算性、構造及び整備方法、管理運営方法等の検討整備に際し、いいですか、地域住民に対する広報や意見聴取を行うこと等により、検討段階における透明性、客観性等の向上を図るものとする。このようにうたわれていますよ、どうですか。この市長は3月の答弁で、24年度は制度の実施要綱に基づいて行っていくというふうに答弁されておりますが、要綱に沿ってないんじゃないですか。

○建設部次長兼土木課長（岩穴口弘行君） この実施計画書の作成にあたりましては、スマートインターチェンジが設置された場合、利用されるかされないかなどのアンケート調査を昨年度は行っております。

○10番（和田里志君） 何をやってます、かにをやってますじゃないんですよ。いつ報告されるんですかとさっきから何回も聞いてるわけですね。そうすると皆さんは、連結許可を全て取ってから、許可を取ってから説明すると先ほど言われたじゃないですか、違うんじゃないですか。もう一回お答えください。議長、時間をとめてください。

○建設部長（蔵町芳郎君） 事業の内容を具体的にお示しするのは先ほど申し上げましたとおり、議員の方々には全協等でその申請内容についてご報告いたします。今、議員が言われるその要綱の中の、市民への周知ということにつきましては、議員の方々に説明後、計画等について周知をしてみたいと考えます。

以上です。

○10番（和田里志君） 部長の権限でそれができるんですか。市長いかがですか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

この担当が申し上げておりますことは、このスマートインターチェンジというのは、申請してそのとおりこちらの要望のとおり通ることではなくて、各関係機関が協議をする中で、いろいろな

ケースに基づいて、まず可能性とか、そういうことが出てくるわけでありますが、その中でこの候補地として許可になる、そういうことがまず第一段階であるわけでありまして、そういう中で、市民の皆様説明するということについては、この事業がやはりしっかり固まる方向性が見える中でないと、こういう予定であるということからの説明は、なかなか厳しいのではないかとこのように思いますので、決定いたしましたら、当方が考えております取り付け道路等のいろいろのことをご相談申し上げながら、また、その周知を図りながら事業をしっかり進めていきたいと、可能性が出ましたらということでございます。

○10番（和田里志君） 事業を進めていく上でいろいろと支障があるかもしれませんが、その要綱の中で、インターチェンジの要件として、地域住民に対する説明責任が果たされていることとなっているわけですね。そうすると、会社及び機構がインターチェンジの実施計画書をば出したときに検討する場合に、そういうことも当然対象になるんじゃないですか。地域住民への説明責任は果たされているんですかと。だから事前にしないと、審査もできないんじゃないですか。

○市長（笹山義弘君） そこは考え方であろうと思いますが、私どもといたしましては、この事業なかなか大変ハードルが高い事業であります。したがって、当方が計画、要望して、それがそのまま満額通るということでは決してないわけでございますし、この事業が核として方向性が出ない限りは、住民の方々に予定説明というようなことはできませんので、もうその点をご理解いただきたいというふうに思います。

○10番（和田里志君） 考え方の違いということでおっしゃいましたけれども、6月の答弁でも、現在高速道路との連結許可申請書を国土交通省に実施計画書を西日本高速道路に提出するため、申請書や計画書の作成を行っている、同僚議員の質問に対して答弁されてますね。この答弁も連結許可の申請は国の同意がないと許可申請できないわけですよ、順序立てていくなれば。もう既に申請書や計画書の作成を行っている、これは場所をどこにしてじゃあ行ってるんですか。今協議してますという問題じゃないですよ、もう既に申請書や計画書の作成を行っている。片や一方では、場所はまだ決まっていなかったり言いながら、申請書をつくっていらっしゃる。6月の答弁ですよ、つくっていると断言していらっしゃるわけですから、つくっていらっしゃるんですか。こんな議事を軽視したような話ないですよ。どうですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 6月の議会のときに申請書をつくっていると、要するに申請書に添付する内容について作成を行っているということでございます。

○10番（和田里志君） 言葉ですから、どのようにでも言えるかもしれませんが、もう少しみんなにわかりやすく説明しましょうよ。何もけんか腰にやってるわけじゃないですから。私は計画だからこういう計画で申請しようと思いますと住民の皆さんに、この事業というのは何かそれこそ原子炉のあれを持ってくるような、そんな事業と違うんですね。あればいいと思ってる、あったほうがいい、みんな応援すると思いますよ。何で事前にこういう計画で進めますということが言えないんですかね。要綱にもちゃんと住民に説明責任が果たされてるかどうかと、それがスマートインターの要件

であると書かれていますよ。もう一回お答えください、市長。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来申し上げておりますように、この事業というのは、この計画、予定の段階で市民の皆様にお示しするような性格の事業ではないということをご理解いただきたいと思います。そういう皆様方にしっかりお話ししないといけない、そういう時期に来ましたらしっかりご説明申し上げまして、皆様のご賛同とかいろいろご意見もいただく中で、事業は進めていくものというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○10番（和田里志君） それじゃ、今までの答弁は取り消されますか、全部連結許可を取ってから具体的な説明をしますという答弁は取り消されますか。

○市長（笹山義弘君） そのことが結局この事業の進める可能性の核としたところでございますので、そこがない限りは、その次のステップには行けないというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○10番（和田里志君） 私には何を理解してくれと言われているのかわかりませんが、議会、住民に対しては、今後懇切丁寧に説明していくということによろしいんですかね。

○市長（笹山義弘君） その時期がまいましたら、そのようなことでしっかり進めさせていただきたいというふうに思います。

○10番（和田里志君） 今の国会じゃありませんけどね、近いうちにといろいろありますが、時期がまいましたら、その時期の判断が問題なんですよ。もう一回お尋ねしますが、連結許可の申請を行って、全てそれが許可になってから、具体的にお話をするということですか、それでいいんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） まず、はじめにそれが許可が下りましたら、議員の方々に先ほども申し上げましたが、ご説明を申し上げます。

○10番（和田里志君） ということは、いいですか、高速道路会社、あるいは機構には、住民の理解を得ましたよといって申請するんですか、計画書出すんですか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 先ほどから一番指摘されてる住民の意向、説明をして上での計画書作成ということが要綱に書いてあるということをお知らせしております。私どもは先ほどちょっと申し上げましたが、今作業部会地区別協議会を含め、執行サイド、国交省、つくる側ですね、西日本自動車株式会社、鹿児島県、始良市という形で、その道路の構造もろもろについて協議をして進めてまいっておりますが、その中に一般的なつくる側の考え方じゃなくて、学識経験者、これは鹿大、鹿児島大学の教授を予定しておりますが、それとオブザーバーとして鹿児島県警察交通部、始良警察署、この方々が一般目線の目で見ると、その事業の交通課で、警察署であれば、常日ごろ利用形態を周知されている方でございます。その意味で市民の立場になった判断をされて、協議会にのぞんでいらっしゃる

ものでございますので、そこはクリアできると考えております。

以上です。

○10番（和田里志君） 時間がありませんので、不完全燃焼ではありますが、この問題はまたいろんな全協の機会とか、議運等でも協議していただきたいと思っております。

もう飛ばしまして、市有地の売却促進についてちょっとだけお尋ねしますが、帖佐第一土地区画整理事業が終わりまして、保留地が市の普通財産という形になりましたが、この販売の仕方がまだ五十数区画残っておりますが、これを今後どのようにやっていくかということかと思うんですが、消費税が2014年から8%、そして、2015年から10%に値上げされることがもう決定しました。この消費税の値上げに伴って、不動産は必ずといっていいぐらい、駆け込み需要、適切な表現ではないかもしれませんが、駆け込み需要が発生をいたします。全国的に団塊ジュニアの世代が、主要な購買層と重なるために、前回の増税時、97年ですが、これよりも潜在的な顧客は多いという見方が出ております。そして、また、新たに家をつくる人の約7割が土地なしと言われております。注文住宅業者も用地取得に動いており、土地の購入費用をふやしたというような話も聞いております。さらに今回は、消費税が2段階の増税が予定されていることから、既に準備していた人は5%のうちに、これから準備を始める人は10%になる前に建てるというケースが予定されます。こういう中であって、ちょうどこの消費税の値上げと関連して、販売方法について市の考え方をお聞かせください。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 帖佐第一地区、今回ご質問をいただきました普通財産につきましては、財政課のほうで対処させていただいております。現場事務所と申しますか、まだ区画整理課のほうで当地区内に事務所を設けておりますので、区画整理課と、それから財政課と両方で販売のほうに力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（和田里志君） 答弁にもありましたけど、8月にも販売の広告を出されてましたけど、もう少し工夫をして、始良市は今本当に市長がおっしゃるようないい風が吹いてるわけですから、警察署も新しくできる、学校もできる、イオンも来る、セブンイレブンも来るというようなことで、そういうようなことを大いにアピールしていただいて、やはりちょっと松原のところは単価的に高いかもしれませんが、そういうことも頭に入れながら販売していただきたいと思うんですが、開発公社がいい販売方法を今度提起しましたね。

ああ、終わります。

○議長（玉利道満君） これで和田里志議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前10時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

13番 湯川逸郎議員の発言を許します。

○13番（湯川逸郎君） 登 壇

平成24年第3回定例会で、2番目に発言の許可をいただきました湯川逸郎でございます。

一般質問にあたり、この夏は8月12日から17日間、ロンドンオリンピックが開催され、また、現在パラリンピックで熱戦が展開され、多くのメダル獲得や入賞者があり、スポーツの祭典により大きな感動を受けております。

また一方では、類を見ない豪雨等の自然災害により、多くの被害が発生した上半期であったのではないかと思います。市政においては、まちづくりの基本理念に基づき、各分野の施策に沿って、長期短期計画等で各事業が徐々に始動し、躍動したまちづくりが展開されつつあると認識いたしております。そのためには市民や団体等の発意や声を真摯に受けとめ、改善すべきところは改善し、まちづくりに取り組まれることを願い、次の3項目について一般質問をいたします。

1点目は、鳥獣被害対策と猟銃免許取得についてであります。

内容的には、1番目に、始良市において、安全で安心して生活できる環境づくりのために、猟銃免許取得者が年齢別に、地区別に何人取得しておられるのか。また、現在鳥獣被害対策として活動されておられる方は、年齢別に、地区別に何人おられるのか。高齢化が進む中で、鳥獣被害対策と猟銃免許取得の対応をどのように考察されておられるのかであります。

2番目には、免許の種類ごとに、講習会等が行われているのかであります。

大きな2点目は、集落の再編についてであります。

内容的には、合併して3年目になりますが、市内の集落の再編及び過疎地域の維持存続に向けての対策はどのように考えておられるのかであります。

大きな3点目は、始良市無形民俗文化財の存続についてであります。

合併してそれぞれ地域の伝統無形文化財が継承されているが、市民の方々に深く理解していただく上で、年に一度、例えば文化の日を活用するなどしてお披露目するような、一堂に会するような対策は考えられないかであります。

以上、3項目についてご質問いたしますので、市民の方々にわかりやすく誠意あるご答弁を求めます。あとは一般質問席にてご質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の始良市無形民俗文化財の存続についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の鳥獣被害対策と猟銃免許取得についての1点目のご質問についてお答えいたします。

本市内の猟銃免許取得者は、現在103人です。年齢別で申しますと、20代が1人、30代が3人、40代が5人、50代が13人、60代が50人、70代が26人、80代が5人です。

地区別では、加治木地区が37人、始良地区が35人、蒲生地区が31人です。

また、猟銃免許取得者で始良市有害鳥獣捕獲隊の従事者は、現在68人です。年齢別で申し上げますと、30代が1人、40代が2人、50代が8人、60代が34人、70代が20人、80代が3人です。

ます。

地区別では、加治木地区が19人、始良地区が21人、蒲生地区が28人です。

鳥獣被害は中山間部を中心に増加傾向にあり、集落人口の減少や耕作放棄地の増加などにより、被害を受けやすい環境であります。

昨年より、被害防止対策として始良市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、協議会において集落ぐるみの環境改善の指導、追い払い活動及び侵入防止柵設置などを実施しているところであり、銃器などによる捕獲は最後の手段と考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

狩猟免許試験前の県猟友会が実施する任意の講習会では、共通事項の講習後、銃器とわなの免許の種類ごとに講習会が行われております。

なお、狩猟免許更新時に必ず受講しなければならない講習会では、銃器とわなの免許更新者に対して同じ内容の講習が実施されております。

次に、2問目の集落の再編についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内には330の自治会がありますが、その中には過疎高齢化により維持存続が厳しい自治会があることも承知しております。

自治会の再編については、行政が積極的に推進することはできませんが、現在始良地区のみの運用となっている幾つかの自治会が合併統合した場合に交付される補助金制度を、市内全域で適用されるよう、現在整備を進めているところであります。

また、幾つかの自治会で構成される地区や地域、校区の再編につきましては、今後の検討課題であると認識しております。

今後、3地区の自治組織の代表者会においても、再編問題についての協議を予定しております。

集落の再編や過疎集落の維持存続への対策の考え方ではありますが、これらの地域では少子高齢化や人口減少、空き家、耕作放棄地の増加による、後継者や担い手の不足などが問題になっており、地域コミュニティに対する帰属・参加意識の高まりはあるものの、人口減少や高齢化により人手が不足している状況であります。

そこで、市内全域を対象に、地域が抱える課題の現状把握・分析を行うためワークショップを行い、地域に対する思いを育むことの重要性を確認し、同時に、それぞれの地域にふさわしい組織づくりとはどのようなものかを検討するため、本年度からコミュニティビジョン策定に取り組んでまいります。

**○教育長(小倉寛恒君)** 3問目の始良市無形民俗文化財の存続についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内には、県指定を含め、無形民俗文化財は21件あり、各保存会において、保存伝承及び後継者育成が図られているところです。

太鼓踊りや棒踊りなどの民俗芸能は、本来季節の節目である神社の例祭日に奉納されたり、公開される場所も神社境内であったりとその開催時期や場所が文化財を構成する重要な指定要件であり、その変更には慎重でなくてはなりません。

しかしながら、文化財保護法では、文化財の保存伝承と並んで、市民への文化財公開も大切な事業となっておりますので、今後、市主催の文化芸術祭や記念式典、そして各地の秋祭りでの披露などに、積極的に協力を要請していきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○13番（湯川逸郎君） 随時2問目、3問目と続けていきたいと思ひます。ご協力ください。

まず、鳥獣被害対策と猟銃免許取得の件につきまして質問をいたします。

今、答えられたように、非常に年齢構成あるいはその地域地域の人数等が異なっておりますが、当然高齢化が進んでいる実態であるということは、目に余る次第でございます。そこでお尋ねいたしますが、全国的に狩猟人口が減少し、農作物等を食い荒らすイノシシ、猿、鹿等の捕獲作業の停滞が全国的にも懸念されております。本市も同じだと思ひますが、本市も全国に劣らず捕獲駆除の担い手である猟友会メンバーの方々の高齢化が進み、現在、猟友会のメンバー数と班の数はどのようになっているのかお伺いいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 今のご質問にお答えいたします。

地区別に申し上げます。加治木地区には2猟友会があります。加治木猟友会は31名の会員で、班数はありません。木田猟友会は15名の会員で、これも班分けはありません。始良地区には3猟友会があります。帖佐猟友会は40名の会員で7班あります。重富猟友会は14名の会員で班分けはありません。山田猟友会は3名の会員で班分けはしてありません。蒲生地区には1猟友会で構成されており、蒲生猟友会の会員は41名となっております。

以上です。

○13番（湯川逸郎君） 年齢、それから地区別、それから猟友会のメンバー等が既に出そろいました。そこでお尋ねいたしますが、高齢化が進む中で始良市の猟友会会員は144名という数字になるようでございます。144名の方々が日夜ご協力ですり市の農作物等の被害防止対策に取り組んでおられることは、現実的には理解いたします。捕獲駆除の範囲も、このメンバーが非常に広範囲にわたり行動されておられますということもお聞きしております。捕獲駆除は特殊なもので、狩猟免許が必要であり、活動も制限されます。猟友免許の取得促進で猟銃免許、それからわな免許を検討することが必要であると思ひますが、どのような方策で鳥獣被害対策に取り組まれる考えなのか、お伺いいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 狩猟免許の取得の促進対策といたしましては、鹿児島県のほうで県の猟友会へ委託しまして、わな猟の免許取得の際、狩猟者の講習会の受講料の一部を5,000円の助成を行っておりますので、それを活用いただき免許取得をしていただければというふうに考えております。

○13番（湯川逸郎君） 今の回答では、わな猟免許取得の際には5,000円の助成をしますと。しかし、猟銃免許には何も出てこないわけですが、そのあたりどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 国の基本的な指針の中でも、安全で効率的な箱わな等による捕獲というのを推進しております。それに伴いまして、箱わなの免許を取得される方をふやすと申しますか、そういう箱わな等で捕獲の推進をするということのあらわれかと思ひます。

以上です。



○13番（湯川逸郎君） 箱わななんかの問題を取り上げられましたが、実際としまして、実態はどういう問題がありますかということでお尋ねしていきたいと思いますが、イノシシとかあるいは猿とか鹿とか、そういうものの農作物等の被害額は、じゃあどれだけなっているのかをまずお尋ねいたします。

○農林水産部次長兼農政課長（福村久男君） お答えいたします。

平成23年度、鳥獣被害の状況でございますけれども、今ご指摘のありました始良市の総額の被害状況ですけれども、これにつきましては、農政課のほうに届け出があった部分についての総額となりますけれども、トータルで15ha、被害総額が412万円程度ということになります。

ここに申し上げますと、イノシシのほうで主に水稻が多いわけですけれども、合わせまして8ha、約8haですね。被害額が260万円程度。鹿のほうで、合わせまして3ha程度でございますが、主に飼料が多いようでございます。43万5,000円程度。猿のほうで、野菜のほうの被害があるということでございますが、1ha程度、6万8,000円ということで内訳になっております。

以上です。

○13番（湯川逸郎君） 私が想定した以上に低い農作物の被害だなというのが実感でございます。その中におきまして、やはりイノシシ、これにつきましては、収穫前の水稻、そして休耕田の荒らし、そういうものが主体になりますが、やはり飼料作物等を今後推進される中におきまして、3ha、43万5,000円と、これだけのたった少ない被害になっておりますが、水稻のイノシシの被害でありますと8ha、260万円と、やはりこの二つの関係は、転作との関係がございますので、そのあたりを実施して完全に取組まれる必要があるのではないかと思います。

また、猿におきましては、これは野菜という形で出てきておりますが、林業関係の被害はどういうふうになっておりますか。鹿、あるいはイノシシ、そういうもので林業関係の被害はどういうふうになっておりますか。お答えください。

○農林水産部長（安藤政司君） 今、農政課長が申しましたのは、市役所、役所のほうに被害が出てるといふ報告のもとで、職員が確認した面積でございます。で、それ以外の被害というものにつきましては、実数、実面積等を把握してないので、そのような額であろうかと思います。

また、森林のほうにつきましても、鹿の被害があるというふうには聞いておりますが、実際の面積、被害額、それについては、把握しておりません。

○13番（湯川逸郎君） 私はこれをどうしてこれだけ注目しているのかといった場合には、一方のほうでは森林の活用を図りなさい、あるいは野菜の増加をしなさいという推進の中で、じゃあ荒らす人たちがどういうものかといったら、猿・鹿、本当に困ったものだと。ただ声だけです。だけど実態調査はされていないはずで。されておりますか。

○農林水産部長（安藤政司君） 被害の報告連絡あったところには、職員がすぐ出向いて確認をしているところであります。その状況によっては、捕獲のお願いをしたり、追い払いの活動を行ったりしております。その鳥獣の被害の実態というものについては、調査はしておりません。

○13番（湯川逸郎君） 農政課のほうはどうか。今おっしゃったのは農林部ですね。

○農林水産部長（安藤政司君） 農政課のほうに連絡があったり、林務水産課のほうに連絡あったりします。両方の、両方のと申しますか、農林水産部の関係職員、林務のほう、農政のほう、両職員とも一緒になって出ていく場合もありますし、林務での対応、農政課のほうでの対応、それはそこに連絡を受けました職員の状況によって変わりますけれども、連携をとって農林水産部にいる職員の中で対応しております。

以上です。

○13番（湯川逸郎君） 先ほどは農作物等の被害がどれだけかということが主体にお伺いいたしましたが、次に、じゃあ野放しになっているそういうイノシシ、鹿、猿等の推定生息数はどのように捉えていらっしゃいますか。

○農林水産部長（安藤政司君） イノシシ、鹿、猿、鳥獣の生息数、実数につきましては、把握しておりません。ただし、さきの県等の中での協議会と申しますか、その中で県のほうでも各市町村より有害鳥獣対策に対する要望等を出しておりますので、その中で県としてもその実数、生態の生息数の把握とか、それをやってみたいという話は出ておりました。

○13番（湯川逸郎君） 今の答弁だと、やってみたいという県の動向でしたと。やるということはないんですか。それでなければこの被害、あるいはそういうものは生息数は毎回毎回、毎年子どもを産みますので、被害は大きくなることです。そのあたりは強く要請して、今後どの地域にはどういふふうなものが生息してますよという速報なりを出されないと、農家にしても非常に困るということが実態じゃないかと思います。

じゃあ、調査してないということでございますので、次に、イノシシ、鹿、猿等の捕獲関係についてお願いを申したいと思いますが、捕獲された頭数は幾らか。その推移は、そして、どのようになっているのかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 捕獲頭数につきましては、それとその推移につきましては、林務水産課長のほうで回答いたします。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田でございます。よろしくお願いたします。

有害鳥獣の捕獲した頭数でございます。イノシシの捕獲頭数が平成21年度、91頭、22年度、143頭、23年度、141頭であります。鹿の捕獲頭数は平成21年度、69頭、22年度、77頭、23年度、97頭でございます。また、猿の捕獲頭数は、平成21年度が15頭、22年度が14頭、23年度が8頭でございます。イノシシと鹿の捕獲につきましては、年々増加傾向にあると思われまます。それとあと、猿につきましては、なかなか捕獲が難しく、その年によって多い年もあれば少ない年もございます。

○13番（湯川逸郎君） 先ほど生息数はわからない。捕った数は少ない。そういう実態が今の始良市の実態があると思います。そこでお聞きいたしますが、中山間部の方々や、あるいは中山間部以外の平地でのところでも、例えば三拾町のところ、福人池の裏のあたり、そこは非常に草が生い茂っている場所、点々とした水稲のところ、そういうところもございます。ここは例えばということでしたが、始良市内にはたくさんの休耕田がございます。そのようなところは山間地であっても平地であっても同じでございます。その対策として、人家の近くまで実は来ておると、被害が出ているということをご承知していらっしゃるでしょうかということをお聞きしたいと思います。

で、住民の生活実態として、夜、夜間の間に、家の周囲でイノシシ等が物色する物音がし、安心して眠れないなどの情報をお聞きしておりますが、実態調査等を実施し、夜間共同で安眠できる場所の対策を行う必要があるのではないかと思います、お伺いいたします。

まず、上のほうの最初に言いました、眠れないという、こういう実態が役所のほうに報告が来ているのかどうかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） その眠れないということについては、市役所のほうでは確認しておりません。

○13番（湯川逸郎君） 確認していなければ、どうされるんですか。これも野放しにされますか。やはり対策を打つべきところは打たなければ、実態調査はしていないという実態が出てこないわけです。だからここで私は、こういう農家の調査も必要じゃないかということをお提案いたします。

そして、先ほども言いましたように、中山間地域の猿、イノシシ、鹿、いろいろな動物等があります。そういうものの駆除のほうに対して、やはり安眠できるような体系ができないかということをお尋ねしますが、このことについて答弁ください。

○農林水産部長（安藤政司君） 有害鳥獣対策につきましては、合併以前の旧町時代の協議の中でも出された問題でございます。その中で、新市になった中で、鳥獣被害の対策については、先ほどありますように、鳥獣被害防止対策協議会を設置して、国の事業等を導入する中で対策を進めていこうということで協議がなされた経緯がございました。その中で、22年合併当初から、その協議会、国の事業等の導入に向け、事業の推進をしてきております。で、昨年、23年度に協議会の設置をしたところでございますが、22年度から合併当初より、鳥獣被害の報告のある地域、22年度におきましては、蒲生地区の漆、西浦、その地区でございましたが、集会施設に地域の方々にお集まりいただき、DVDを見る中で、鳥獣被害対策の防止についての地域での取組みの推進を行ったところでございます。

そういう中で、昨年23年度においては、蒲生の漆、柵野集落において、地域ぐるみの取組みというのも最初としての事例として取組みが行われたところでございます。先ほどの市長の答弁にもありましたように、その鳥獣被害防止対策協議会を設置する、その一方で、職員による集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策の実施を取り組みましょうということで、その推進を実施しているところでございます。

その中では、遊休農地の草払い、先ほどおっしゃいました休耕田、そういうもの等の草払いを実施することで鳥獣のすみかをなくすと。それと、柿が秋にも残っていれば、収穫した後はその実を残さないようにとるとか、それとか残渣、生産された農作物の余り物等を田んぼ、あるいは山のところに捨てないと、餌場をなくすと、そういう取組みを集落ぐるみで取り組んでいただいて、鳥獣の住みに

くい環境づくりを目指していきましょうというような取組みを行っているところでございます。

その中には、電柵等、あるいはフェンス等、そういうものを設置して、被害防止に努めていくと。まず、集落ぐるみの取組みというものを第一義に考えて推進しているところでございます。

以上です。

○13番（湯川逸郎君） 時間も迫りましたので、私の質問の中でもとぼしていかなければいけないなと思っております。

そこで、ひとつ飛びまして、若い世代の後継者育成をということを聞いたかったんですが、そのあたりは次のときでもお聞きしたいと思います。

そこで、これまで対策等を質疑しましたが、平成20年、2008年に鳥獣被害防止法が、市町村が鳥獣の捕獲等を行う組織を設置できると改正がなされております。これはさっきもう既に説明もなされましたが、それに伴って、本当に検討しなけりゃならない課題が、免許の取得、それから、銃の購入費用の補助、それから、銃の保管場所、それから、捕獲等の業務の特別手当、事故等の身分保証、そういうものが上げられているようでございますが、先ほど答弁の中で、職員を巻き込んで、そういう体系をつくっていきたいという答弁がなされましたが、そこで、お尋ねいたします。そういうようなものが実際明確化されていくとなった場合の、課題として、これまでの取組み状況をもう少し具体的にお示してください。

○農林水産部長（安藤政司君） 始良市といたしましては、鳥獣被害の対策に対する実施体、それにつきましては、職員で組織しまして、被害防止対策の普及推進、追い払い活動の対応を中心に行っていく考えでおります。今後もやはり継続して集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策というものを中心に進めてまいりたいと考えております。

また、県が行っていますわなの免許取得のための補助を活用をいただいて、そういう地域における被害防止にも努めていただければというふうに思います。

銃器に対する補助というもの等については、現在のところ考えていないところであります。

また、銃の保管場所ということもございましたが、銃刀法に基づき、鍵をかけるなどの厳正な管理は必要だと認識しているところであります。

捕獲等の業務の特別手当、実行等の身分保証等につきましては、先ほど申しましたように、実施体を市の職員で組織する予定ですので、今後その中で、必要なものであれば考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○13番（湯川逸郎君） 最後に、市長にお伺いいたします。

これまでいろいろと質疑してまいりましたが、鳥獣被害防止に対する対策は、具体的に市長としてどのような考えを持っていらっしゃるか、もう一回、担当課としては今述べられましたが、市長としての考えをもう一つお聞きしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） この鳥獣被害の問題は、本市だけでなく、大変悩ましい問題であるというふうに聞いております。活動範囲が広域に及ぶということもありますし、そのようなことからなかなか、

この対策としては、この狩猟ということについては、最後の手段ということで私も認識をしておりますので、今後、今協議会等でいろいろと対策を練っておりますが、それらの推移を見ながら、今後どのように対策を市として取り組んでいけばいいかということは、構築していきたいというふうに思います。

○13番（湯川逸郎君）　じゃあ、鳥獣だけ述べたら、次のものができませんので、次の集落関係の再編について伺いたします。

もう既に合併の集落の実態は、平成23年行政連絡員、地区の公民館長・主事名簿等によって、内容的にお伺いたしますが、そのような時点でどのぐらい始良地区において自治会、先ほどは330の自治会がありますということでございます。そうした場合に、始良地区、加治木地区、蒲生地区、これで公民館長・主事名簿等を見ましたら、254の組織しか出てまいりません。先ほど330の自治会がありますと。これはどういうふうな組織体なのか、その差をお知らせください。

○総務部長（屋所克郎君）　総務課長に答弁をさせます。

○総務部総務課長（恒見良一君）　総務部総務課の恒見です。よろしくお願いします。

ただいま湯川議員のほうからご質問が、数が実際、館長、そういった自治会長名簿と合わないということでご質問があったわけなんですけれども、この中の数から言いますと、まず始良が押さえてらっしゃると思うんですけれども、116、それから、加治木地区が123自治会、で、蒲生が、蒲生地区は今地区公民館制度をとっております。地区公民館長がその行政連絡員の委嘱を受けていると。で、数が15と。ただ自治会数にすると、これが91と。で、先ほど申し上げました、始良地区が116、加治木地区が123、蒲生地区が91、これを合計しますと330と、そういうふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○13番（湯川逸郎君）　今、実際330の自治会等につきまして、いろんな打ち合わせ、あるいはそういう実態の流れを踏まえて捉えていらっしゃると思いますが、人的、物的な面から考察した場合に、平成23年自治会等の人口が、20人以下の自治会がどれだけいらっしゃいますか。

○蒲生総合支所長（池田健志君）　お答えいたします。

蒲生地区におきましては、先ほど申しましたように91自治会でございますが、議員のおっしゃられる20人以下の自治会につきましては、32自治会でございます。

○加治木総合支所長（石原格司君）　加治木地区は9自治会となっております。

○総務部総務課長（恒見良一君）　お答えいたします。

始良地区の関係につきましては、先ほど20人ということで、議員ご質問あったわけなんですけれども、世帯数で抑えているので20世帯以下の始良地区に限って言えば14自治会になります。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） 私は、こういう細かな数字をお聞きするのは、やはり実態をつかんだ上で、その再編に取りかからなければなりません。やはり、そこは今回初めて各地区の所管の各部長さんが答弁なされましたが、その蒲生地区におきまして32、それから加治木地区におきまして9です。それから始良地区におきまして14の少ない人数のところがございます。そういうところは、早くそういうような合併促進関係を行うべきではないかと思えます。非常に難しいことではございますが、そしてこの中に実際どれだけの人数が無所属として発生していらっしゃるのか。無所属の人がどれだけいらっしゃるのかというのが非常に合併問題では困難なことでありますので、その辺りをどのように捉えていらっしゃるか、ご質問いたします。

○総務部総務課長（恒見良一君） お答えいたします。今現在、始良市で無所属というか、未加入の関係につきましては、また後ほどの議員の質疑の中でもございまして、25%という形でお答えしていただくわけですが、全体で今の現況を申し上げますと、3万4,011世帯が、今の始良市の世帯数です。その中で始良地区が未加入としましては約5,000世帯が未加入になっております。

それから、加治木地区が約3,000。それから蒲生地区におきましては、約500といったところで、総計しますと約8,500ほどの未加入という形が成されております。

現在、ただその世帯の未加入の捉え方というのも、先ほど議員仰せのなかでもありましたように、始良地区におきましては、前は無所属という捉え方でやってたんですけれども、3地区のいろいろ考え方の中では、今未加入という考え方のもとで、考え方を統一して、今やっているところです。この関係につきましては、当然未加入があることで、なかなか自治会の運営にも支障をきたすというようなこともございますので、そこについては今の自治会の3地区の代表者の方とか、それから各3地区の自治連の代表者の方なんかと協議しながら、そのことについては行政と、それからそういった自治会の方と協力をするのもとで、やはり一番大事なパートナーですので、そういった中で未加入の対策を行っていくということで、今協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○13番（湯川逸郎君） この再編問題につきましては、非常に難しいところが出てくると思いますが、やはりこの地域活動の拠点となるようなところにおきまして、人の集まる集会場等の環境整備もまだまだ整っていない状況があります。そのような方策をどのように考えていらっしゃるのか、最後に市長のほうにお尋ねいたします。その辺りを考察されていらっしゃるかをお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 全体的には、コミュニティのあり方等をしっかり今後検討しなければならないと思っておりますが、基礎的な自治体のあり方ということにつきましても、一番、いろいろ市長と語る会等を開催させていただく中で出てくる声は、やはり役員の担い手がいなくなっているということと、それから未加入問題であります。そういうことから、未加入問題につきましては国のほうも以前と少し変わってこられてきて、いろいろの、例えば集落を維持するためのいろいろな補助金を施行しておりますが、そういう中で、その条件として自治会加入を義務付けるというような方向も認められつつありますので、今後このやり方を検討していく必要があるというふうに思います。また、自治会の小さい自治会等につきましても、ただ地域とか区域、区域とか数だけでなかなかはめられる問題ではな

と思いますので、そういうこともしっかり相談しながらやっていくということでもありますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、基本的には始良地区で実施しております合併補助のことを全市にはめてここを進めていく必要があると思います。自治会の連絡協議会的なところでご相談しますと、やはり100から200ですることが一番活動がしやすいように聞いておりますので、その辺も今後の話し合いの中でご相談していきたいというふうにも思います。

○13番（湯川逸郎君） あと8分しか残っておりませんので、最後の問題を少し述べさせていただきたいと思います。

質問します。3問目の始良市無形民俗文化財の存続についてということで、非常に詳しく存続のやり方というのが述べられております。その中におきましては、やはり地域地域で行う目的が若干違ってんじゃないかというようなことを感じます。ですが、その神社の例祭日、あるいは神社の境内で踊るのが本来の姿だということはよく承知しているわけですが、ですが、先ほど一番最後のほうに書いてありますような、文化財保護法に基づくものであった場合には、やはり披露の場がその1回では申しわけないと私なんかは考えております。ですから、やはりそういうものの機会をとらえながらどのようにやっていくのかをお考えをお聞かせください。

○教育長（小倉寛恒君） 無形民俗文化財、いわゆる伝統芸能に関しましては、本来その実施の時期、あるいはその場所、披露の場所というのは1つの文化財を指定する場合の重要な要件の1つになってくるわけでございます。したがって、やはり例えば太鼓踊りでありますと、加治木地区が8月16日、蒲生地区は8月21日と、これを基本にして行うわけであります。秋でも春でも太鼓踊りやるということにはならないというわけであります。それを基本にしていただきまして、そしてまた多く市民の皆さん方に1年に1回ぐらい披露する場というのは、これは確保されていってしかるべきだと思います。

かつて、そういう意味では旧加治木町におきまして、80周年の記念事業として、これは加治木のみならず県内の5つの町から太鼓踊りを招いて、太鼓踊りフェスタという形で80周年記念で。これは国の文化芸術振興事業を使って行ったと聞いておりますけど。そういう形で一つのイベントの中で取り組むということは可能だろうと思います。いずれにしても保存会の皆さん方のご協力を得なければできないことだというふうに考えております。

○13番（湯川逸郎君） 最後に市長にお伺いいたします。

今、教育長のほうからもありますように、後援会あるいは同好会、あるいはそういう保存的存在への団体への補助金、育成資金、そういうものが非常に1つの行事をやったときには、行ったときにはどうしても費用がかかります。その辺りの費用を出されるお考えがあるのか。

そしてもう一件、市長のほうにお伺いいたしますのは、先ほど質問しております、一堂に会して行う考えがありますかと。それに基づいて市の取組みが違ってくると思いますが、どうでしょうかということを2つお伺いしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 始良市になりまして、いくつか嬉しい事象がいろいろあるわけですが、その1つがまさにこの太鼓踊りであろうというふうに思います。

昨年は、蒲生で3地区で太鼓をたたいていただいた。その中に始良地区の春花の方々も見に来て来ていて、どうしても自分たちも出たいと、披露したいということがありまして、ことしは蒲生のほうで4地区、蒲生が3、始良が1、一緒に叩いていただいた。その中で加治木地区が見に来ておられましたが、何ておっしゃったかという、自分たちも太鼓踊りに関わるものとして交流をしたいというようなことをおっしゃった。まさに始良市が1つとなっていく、そういう事象の表れであろうと思います。大変ありがたいことだと思います。そういうことから、今後統一して一同にということであれば、周年行事等を活用しながら市民に披露し、自分のまちの文化を誇りに思っていていただく、愛着を持っていただくことにつなげていきたいというふうにも思います。

当然、しかしこの地域で支えていただいている行事でございますことから、この行事をすることによって、その地域が活性化する、そして1つになっていただくということもございますので、そういう意味から、ある部分地域で頑張っていていただく必要があると思いますが、そうは言いましてもいろいろと経費がかかります。そういうことで今後とも、こういう無形民俗文化財、継承いただけるような環境は整えていきたいというふうにも思います。

○13番(湯川逸郎君) 終わります。ありがとうございました。

○議長(玉利道満君) これで湯川逸郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。15分から開会いたします。

(午前11時08分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分開議)

○議長(玉利道満君) 一般質問を続けます。

9番、森弘道議員の発言を許します。

○9番(森 弘道君) 登壇

今回も、6月議会と一緒に3番目になりました。やはり、8時半前には行ってあそこで待ち受けておらんと1番にはなれんですね。そういうことで質問してまいりたいと思います。

今、国民の関心は尖閣諸島に始まる領土、領海問題や国会の政局の動きなど、被災地の復興を掲げながら新たな諸問題が山積をしております。また、日本だけでなく、世界的に財源不足や恐慌が起きています。始良市の平成23年度の決算では、依存財源が4億円、2.2%伸びておりますが、今後交付税のあり方については今までのようにはいかない、不安定なものがあるようです。財源の根幹である市税の収納については、今回徴収に努力をされ、昨年よりも各税目において徴収率が上がっており、喜ばしいことであります。自主財源の収納をしっかりと確保することが、始良市の安定基盤につながる。このような意味からも、限られた職員でいかに能率よく職員の負担も公平で、収納アップが図れるか、先進地の取組みを参考にしながら、更なる努力を期待しております。私の今回の質問は、初めての質問ではありません。昨年の3月議会、9月議会に若干頭出しをしておりますので、どのように検討にされたか、総合計画との関係、方向性、その取組みについてお伺いをいたします。



質問の大きな1点目。島津義弘公の帖佐居館跡を中心とする宇都、鍋倉、米山薬師一体を観光拠点として観光バスの乗り入れを図るようにしていただきたい。

周辺一帯には多くの史跡を抱えながら、観光地として生かされていないのは誠に残念であります。あいらびゅ一号の乗り入れもできない状況で、駐車場やトイレを含め環境整備がぜひとも必要であります。

要旨1、藩主としての激動時代の居館跡や、最近発掘された花園寺跡など周辺の史跡をどのように評価してるか。

要旨2、観光地としてこれらの史跡を生かす整備計画があるのかどうか、具体的に示していただきたい。

要旨3、周辺には空き家や空き地も数箇所見受けられるが、駐車場やトイレの整備計画はどのようになっていますか。大河ドラマの招致からも必要と考えます。

大きな2点目。店舗や宅地開発が進む地域の排水対策事業について。思川水系の五社神社前を流れる幹線用水路の整備について。

農振除外をされた森地区、高樋地区は店舗や宅地開発が進み、排水路として改良区の用水路を利用している。梅雨時期の集中豪雨など用水路の断面の流量不足で、県道が冠水する状態である。今後さらに開発が進めば、宅地へ浸水の状態となり問題が大きくなります。

要旨1、排水路の改善、改良の整備計画はどのようになっていますか。

2、新たな分水路の設置となれば、地権者の同意がなければ整備計画は進展しないと思いますが、関係者の見込みはありますか。

3、一案として次のことを検討されたらどうでしょうか。現在の水路の断面を大きくするために底盤を掘り下げることはどうか。県道を横断する手前から高樋公民権前の井関の落とし口までを50cm程度掘り下げることで、水の引きもよくなり、県道に冠水することもなくなると考えます。また、地権者の同意も必要とせず土地改良区との協議一本で済み、工事の費用負担や問題解決に双方得るところがあると考えますが、どうですか。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

森議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目1点目のご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の島津義弘公の帖佐居館跡を中心とする宇都、鍋倉、米山薬師一体を観光拠点として観光バスの乗り入れを図れ、についての2点目と3点目のご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

帖佐居館跡周辺は、歴史的にも非常に価値のある史跡が散在し、観光地としての魅力を有しており、史跡整備と並行して観光地との整備を図っていくべきであると考えております。

したがって、駐車場、トイレなどの環境整備につきましては、現在、策定しております観光基本計画の中で位置づけ、整備を図ってまいります。

さらに、平成31年には、島津義弘公没後400年祭を控え、その一環として大河ドラマ化の実現など、全市を挙げての取組みも検討しなければならないと考えております。

次に、2問目の店舗や宅地開発が進む地域の排水対策事業についての1点目のご質問にお答えいたします。

雨水排水対策につきましては、市全体の総合的な計画を策定することが重要であります。多額の費用と時間とを要します。

始良地区において、雨水排水の基礎調査を実施しておりますので、排水が悪い箇所については、優先順位の計画を立てて整備を検討してまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。分水路を新規で設置する場合は、極力、市道等を利用した整備を検討したいと考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。議員ご提案の水路の底盤を掘削する改修では、底盤のみならず3面とも撤去しなければならず、壁面倒壊の恐れがあり、安全性を確保できないと考えます。また、近隣住宅との距離があまりないことから、工法的にも難しいと考えられます。そのため新規の分水路などの検討が有効と考えております。

**○教育長（小倉寛恒君）** 1問目の島津義弘公の帖佐居館跡を中心とする宇都、鍋倉、米山薬師一帯を観光拠点として観光バスの乗り入れを図れについての、1点目のご質問にお答えいたします。

居館跡の一角を構成しております花園寺跡は、史跡の保存活用を目的に、平成22年に個人から寄付された土地であります。翌23年に家屋撤去を行い、今年度から文化庁の国庫補助事業を得て、5月末から8月中旬まで発掘による確認調査を実施したところです。

花園寺は、江戸時代初期、寛永14年、1637年に義弘公の看経所跡に建てられましたが、後に帖佐郷の修験者であった米良家へ譲られたものであります。調査の結果、敷地内には江戸時代の建物跡2棟の遺構が検出されうち1棟は看経所の可能性があります。特筆すべきは、これまで不明であった庭園遺構が確認されたことであります。枯山水様式による石組が整然と現れ、江戸初期の古い風情を漂わせる庭園が確認されました。今後は、専門家を現地に招聘し、さらに詳しく調査する予定であります。

いずれにしても、県内では江戸時代初期の庭園遺構はまれであり、始良市の歴史遺産がまた一つ加わったということになります。できるだけ早く史跡を整備し、市民の皆様へ一般公開できればと考えております。

以上で答弁を終わります。

**○9番（森 弘道君）** 今回、こういった、これは島津修久さんの出した島津義弘の軍功記という本でございしますが、帖佐八幡神社に義弘公が収めた36歌仙額っていう資料、それから米山薬師再興記というものですが、こういった資料を参考に取り上げたわけでございしますが、2問目の質問に入りたいと思います。

今、回答ももらったわけでございしますが、過去の答弁を踏まえながら、そこら辺りを踏まえながらいきたいと思っております。

まず観光事業についてでございますが、これは前々から私はこのことは申し上げております。蒲生あるいは加治木におかれましては、合併前、以前から観光面には非常に相当力を入れて整備が図られていると、このように理解しているわけです。残念ながら、始良においてはあまり力を入れてなかったと、こういうふうに私自身は思っているわけで。始良においては、しいて言えば白銀坂、あるいは山野の海水浴場ぐらいのものだったかなと、こういうふうに考えるわけです。それと公園、公民館の水洗トイレの問題。これも昔の旧式、汲み取り式のままです。市長が文化のバロメーターということで、最近になってこの西公園や思川公園、帖佐グラウンド、こういったところが水洗化された。

ことは東公園ですか、ことは東公園のほうの整備もあるようでございますが、そういうことで利用者の方々が大変喜んでいらっしゃるわけでございます。

この観光面の件、トイレ水洗化、非常にこれはおくれとったわけですけど、今までの答弁からしますと、市長が始良市の知名度アップをかねて、現在走っているあいらびゅー号、ワンコイン500円で、しかも市内が見て回れるということで、大変人気があるわけです。本来は大型バスだろうと思うんですけども、行程路の狭い関係もあるので中型バスをとりあえず走らせている状況かなと、私自身はこのように思っているわけです。観光ルートの整備をされたところを現在走っておりますが、新たな観光の整備箇所についてはどのようなところが整備できるか、総合計画の中で財源等を含め検討をしていくというような答弁、これは企画部長の答弁だったと思いますが、こういう答弁しているわけです。今走っている以外で、その後構想として上がっているところがあるのかどうか。観光基本計画の中でということがありますが、今までにそういうのがあるのかどうか、今走っている以外に。そういうことも、後で聞きたいと思っています。

それから、義弘公の帖佐居館跡について、これは教育長の答弁です。東西150m、南北200m、花園寺を含めた館全体の解明がまだ不十分であると。現在は石垣や大手門跡が指定をされておる。今後、建築額を含めた総合的な調査、研究を深めてまいりたいという答弁をもらっております。

ことは5月から8月にかけて文科省の補助事業を受けて発掘調査をされたと。その結果、江戸初期の枯山水庭園の遺構が確認をされたと、始良市の歴史遺産がまた一つふえた、という回答でございます。こういうふうに非常にだんだんと明らかに、非常に大事な遺構、義弘のゆかりのそういったものが出てきてるわけでございますが、評価という意味で、教育長の答弁ではこの花園寺しか答弁がないようでございますので、その周辺一帯の評価ということで私は質問をしておりますが、その評価にちょっと申し上げてみたいと思います。

帖佐居館跡、栗野から文禄4年12月帖佐の館に入る。義弘は文禄元年から文禄4年5月まで秀吉の命で朝鮮出兵で朝鮮に行っております。そして一時栗野のほうに帰るんですが、また改めて帖佐の館のほうに入ってきてるわけでありまして。この朝鮮凱紀のときに秀吉がトラの肉を食べたい、送れということでトラ狩りをして肉を秀吉を送っているというようなこと。そして帖佐に入っているんですが、慶弔2年2度目の朝鮮出兵、このとき泗川の戦いというのは有名であります。これは市長さんも一番詳しいわけで、私より詳しいと思っています。泗川城に立てこもった1,000人の義弘に対して、明軍20万の大軍が包囲され、このとき赤白の2匹のきつねが火薬を抱いて明軍の中に突入し、自爆をしたと。相手が混乱したその隙に義弘は城門を開いて打って出て勝利を収めることができた。この2匹のきつねを稲荷大明神のご加護として骨を持ち帰り、帖佐の平安城の高尾というところに祀った。今でもその場所には2匹のきつねが両方向かい合った像が残っております。しかし、後年になって山が崩れる恐れがあるために、文政年間に下の義弘の館跡にこの高麗稲荷を移して祀ったということなんです。これが現在の稲荷神社であるということです。この赤きつね、白きつねにまつわるのが、県の指定無形文化財になっている西別府の吉左右踊りといわれておるわけでありまして。そういうようないろいろなことがあるわけでございます。それと故帖佐焼窯跡、これは陶工金海、朝鮮から連れてきたわけでございますが、白薩摩焼の源流となっておる。それと膝付き栗毛の馬の墓もございまして、52回の合戦の中で二十数回、これは雌馬でございまして、これに乗って木崎原合戦、有名な合戦がありますが3州統一駆け回ったというようなことが言われておるわけでございます。それにまた、義弘が汲んだお茶の水の跡、あるいは八幡神社の戦勝祈願ですね。義弘は朝鮮や関ヶ原合戦に行くとき、

ここに戦勝祈願をしているわけですが、無事に帰ってきた御礼に36歌仙の額、これを奉納しているということで、これは今始良歴史民俗資料館に保管してございます。この36歌仙は平安時代中期に藤原公任が選んだ36人の歌人、左18人、右18人、この36歌仙の奉納額は県内で3カ所、出水に2カ所、そして八幡神社に1カ所という、非常に貴重なものでございます。柿本人麻呂、あるいは紀貫之、こういったのの歌、それと絵が描いてあるわけです。そういったこと。それからこの米山薬師の創建というのもここにございますが、島津第9代の忠国の弟で久豊という人がおりますが、この三男の季久が帖佐の豊州の初代でございます。その初代の子ども、この季久は建昌城を築くわけでございます、有名な建昌城を築くわけでございますが、この初代季久の三男に守興という子どもがおりますが、この人が幼少から仏を信仰して諸国の巡礼に出かけていく。そして最後に新潟、越後の米山薬師というところで100日間こもって修行をしたと。そしてそこで不思議な旅の僧から薬師如来像を貰い受けて、そして帖佐に持ち帰り、越後の米山に似ている小高い山にお堂を建てて祀った。それが今の米山薬師でございます。これが文明10年頃といわれております。1478年、起案和尚を改めて人々に仏の道を説いたと。しかしこれが、今現在は廃仏毀釈にあいまして、昔の面影がないんでございますが、神仏混合の米山薬師と言われております。これはホソン神サアでも有名で、天然痘、昔疱瘡がはやったときに、ここの後方に湧き出る井戸からその水をいただいてすれば治るといようなことで、1日数千人が訪れたと、こういった、これが周辺の、私が思っている周辺の、どのように評価しているかというので、私はこのように思っているわけでございます。

それで、質問に入るわけでございますが、観光基本計画の策定の中でこれを進めていくということでございますが、委託料がことし485万円、計上してございますね。この観光基本計画の中の位置づけ、こういった方々がこの策定に関わられるのか、業者、専門業者に委託料ですから、専門業者に任せるのか、あるいは行政主導型でいかれるのか、そこら辺りをまたお聞かせください。

それと、今までにこの観光基本計画でやるんですが、一定の方向性がもう既にできているのか、構想みたいなものが。まだ白紙の状態なのか、これをちょっとお聞きしたい。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

ことし策定いたします観光基本計画でございますが、基本的には業者のほうに委託したわけでございますけど、地域のキーパーソンとなられるような方々のご意見でありましたりとか、地域の方々、内部庁舎内の者の協議と、策定委員会のほうをお願いしまして、そちらのほうは学識経験者であられましたり、NPOの方であったりとか、いろんな方々の話を進めながら、聞きながら進めていくということで、行政主導ということではなく、これから始めていくという形になるかと思っております。

○9番（森 弘道君） それでは今から動くということですね、新たに。そういうことでいいんでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） はい。今からまさに動いていくということでございます。

○9番（森 弘道君） そうしますと、24年度で策定をし、それから25年度から計画が実施計画に移ってくと、こういうことであろうかと思っております。

この中で十分検討されていくということでございますが、その中には重富海岸とか、そういったも

のも入っていくだろうとは思いますが。ただ私が言っている、この大河ドラマの招致の関係から、そうしますと当然義弘ゆかりの場所、こういったのが話題になってくると思うわけでありまして。基本計画の中にそれが当然位置づけられるということで回答も貰っておりますが、この大河ドラマも、平成31年が義弘公没400年です。その400年の後に大河ドラマになるのか、いやそうでなくて没400年祭の前に、まだ七、八年あるわけですけども、その前に大河ドラマの招致をして、そして皆さんに周知をしてもらえれば、関東始良会、近畿始良会の人たちにも一緒になって、そういう提案を広げて運動していくこと、集客することはできるというような前の答弁がありますが、そこら辺りは市長、その義弘公の大河ドラマです。これをいつごろ想定しておられるのか。そこをびしゃっとしないと進まないわけです。そののどこをちょっとお聞きをしたいというふうに。

○市長（笹山義弘君） 義弘公没後300年祭の折もいろいろと企画をされて、いろんな事業を取り組んだというふうに聞いておりますが、私としましては400年祭を見据えながら、いろいろな市としての事業も立ち上げる必要もあろうというふうに思います。その中の一つが、この大河ドラマを実現する運動ではないかというふうに思っております。

NHK、今未確定ですけれども、その大河ドラマの候補には間違いなく入っておるというふうに聞いておりますので、それが時期がどこかというところはまだ不明ですけれども、400年祭の前に、ぜひ実現していただきたいと思っております。

また、始良市になりまして大変うれしいことがいろいろあるわけですが、その一つが今回の発掘で、この江戸初期のこういう居館跡っていうのは、なかなかもう残ってないということから、大変貴重ということで、市としてはこの居館跡を中心にこの一帯、宇都窯とか、今おっしゃったいろいろなものが、膝付き栗毛とか、この墓とかいろいろありますので、ここを有機的に結びながら、やはり語り部をしっかりと育てて、やはりこのストーリー、ロマンをかもしだしながらしていくという必要があると。ですから、観光全体言いますと、そういう歴史に基づいた、特に島津家に由来のいろいろなストーリーを市全体にかぶせることができます。

また、そういう重富海岸を中心に布引の滝とか龍門滝とか、そういう自然を、ようするにいくつかのその切り口があろうというふうに思いますので、そういうシリーズ的って言いますか、そういうふうにしてしながら作っていければいいのではないかというふうに思っております。

○9番（森 弘道君） そのNHKの大河ドラマの招致は、これは市民こそって、あるいは始良市だけではなくして、盟約を結んでおります日置市、いろんな関係団体、鹿児島県にいたってはこれは一番の、篤姫に次ぐものだと、このように考えますんで、やはり、しかしもともになるのは始良市と、私が前も申しあげました敵中突破、並み居る敵がいるけれども、まず名乗りを上げて、始良市ここにありということで、ぜひこれを進めていきたい。それは私ども議員も一緒にやっていきたいと思っております。先般も加治木のほうで、そういう会合等が持たれたようで、私も参加をさせていただきました。熱心でございます。そういうことで輪を広げていきたいと思っております。ぜひ、頑張ってくださいと思っています。

それから、あいらびゅー号、今走ってます。例えば加治木の郷土館とか、あるいは歴史民俗資料館ありますが、こういう施設との交流とかできておりますか、今までにそれありますか。ていうのは、いろんなところを車で回るんだけど、ああいったところに書物やいろんなものがあるわけなんです。

そしてそこを押さえて最後に見て初めて、なるほどと納得して帰る。そういうものだろうと思ってるんです、私は。

ですから、例えば今度義弘公関係の特別展もございました。関係、ゆかりのあるもの。そういったところも今までなければ今後考えると、どうでしょうか。そのことについてちょっとお伺いしたい。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

あいらびゅ一号のほうでは、回数はちょっとあれなんですけども、始良のどこの歴史民俗資料館のほうをコースに入れて、何回か行かれております。

以上でございます。

○9番（森 弘道君） せっかく、そういった資料館等で特別展もしておりますんで、やはりそういったところまで足を運んでもらうということも、やはり大事だろうと思うんです。

ぜひ、今後、米良家の宝物展、あれにちょっと来られたみたいなことは聞きましたですけど、そういうことで今後も連携プレーをして、やっていただきたいと、こういうように思うわけです。

それから、教育委員会のほうで今度発掘調査をされました。この発掘調査も専門的分野になろうと思うんですけれども、始良市内の業者の方がされたのかどうなのか、そこら辺りをちょっとお伺いしたいです。というのは、土木建築、いろんな今、業者さんにしても不景気でございまして仕事がないと、よく言われていますが。こういうものにも、始良市内にそういう方が、業者がおられれば、できるだけ始良市内の方々にお願いすると、こういう気持ちを私持っているんですが、そこら辺りはどうでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 発掘調査は民間の事業者に委託するというんじゃなくして、始良市教育委員会に文化財室がございまして、そこの担当者が作業員に依頼しまして、チームを組んで発掘作業に当たるということでございます。そういうことで、5月から8月にかけて調査を行った結果が、そういうふうに出ているわけでございます。

○9番（森 弘道君） いろいろと経験とか、そういったのもまた、必要でございましょうし、そういう地元育成ということもありますので、そういったことから今後も検討してもらいたいと思っております。

観光ボランティア、これ今、あいらびゅ一号に一生懸命私もお聞きしました。上手になられました。専属のボランティアさんもおられるけれども、地域には地域の人たちもおるといようなことで、例えば白銀坂については白金原自治会、山田の凱旋門については新馬場自治会ですか、これは議長が一番よくご存じですが、それから龍門滝においては龍門滝温泉地区の方々、こういった人たちが一生懸命取り組んで、このことが私は一番大事だろうと思うんです。受け入れ態勢いかにするか、おもてなしの心、外から来たお客さんに対して、地域の方がそういう態度を取られることは、非常にこれは歓迎することございまして、今後そういうところは、どんどん増やしていただきたいと思っているわけです。

今、私が申し上げましたけれども、観光のほうで今後そういった新たな組織ができてきた場合、やはり自治会長さんとか、あるいは地元の方々との協議というのが必要になってくると思っております、今

までにそういうことをされたことはございますか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

今回策定いたします観光基本計画なんですけど、その中で観光振興は住んでる人が楽しく暮らしていける地域、そういった地域でないと多くの人は訪れてくれないだろうと。地域住民が幸せに暮らせるということが、人を呼ぶ手立てになるというようなことで、そのためにはその地域の方々が、どれだけ地域の宝物といいますか、そういったものに携わっていくかということが大切であろうというような提案をいただきまして、その中で地域の方がそういったものに取り組める、そういった組織作りといいますか、そういったことも含めて進めていこうということで取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（森 弘道君） まだ時間ありますね。早く終わりたいとは思いますが。

もう一点、この観光で、今現在中型バスですよ。道路の状況とかいろんな関係で、中型が今走っている。しかし、本当に観光を考えるのであれば私はやっぱり大型が走らないかんと思うわけです。ましてや、大河ドラマがまた、これが完成してくれば、これは中型じゃいかない。やはり経済効果を上げるためにはやっぱり中途半端じゃいかん。となれば大型ということになろうと思うんです。そこらあたりはどのようにお考えですか。今の、中型を今走らせている。しているけれども、環境整備とかいろんなことをやって、将来的には大型にいきますよという、そういうお考えがお持ちなのかどうなのか。まだそれは決まっていないとか、そこら辺りどうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 始良市も誕生しまして3年目ということで、いろんな史跡、いろんなものがそれぞれの町で守られて、また継承されてきたわけですが、これが始良市一帯となったことで、非常にまた相乗効果といいますか、いろんな意味で出てきております。そういうなかであいらびゅー号の考え方ですけども、このあいらびゅー号の成功の一つは、乗車なさった方が色々な史跡を見た後で、またリピーターとしてご自分の車なりいろいろして訪ねておられます。それらのことが、非常にこの成功に結びついていると一つは思います。そういうことから、いろいろの現在、現存するいろいろな史跡、旧跡を見ましたときに、どうしても道路事情等々を考えますと大型ということとはなかなか難しいのではないかとことを考えます。したがって、当面はこの中型バスが乗り入れ、駐車できる手立ては進めながら、そういう議員ご指摘のように、そういう大河ドラマ等のことが見えてきましたら、始良市にとりあえず来ていただく。それから今度は中型でそれぞれ訪ねていただき、また大型へ帰して、また市外へ帰っていただくと。そういう方策が一番可能性としてはあるのではないかとどうふうにも考えているところです。

○9番（森 弘道君） 一番最初にお聞きしていればよかったんですが、この米山薬師、寛永2年から火事が起きて、そして上に上がって、せっかくの御堂は焼けてしまったというのが寛永2年、焼けました。その後宝暦2年に再興したわけなんです。そのときに、加治木、蒲生、吉田、桜島、各官軍方面から寄付をいただいているんです。金何両、何問目とか書いてございますが、こういうふうにいきさつがございまして。市長さんと教育長にお聞きいたしますが、米山薬師に上られたことがございまして。どうですか、そのことをお聞きします。

○市長（笹山義弘君） 以前から議員にはそのことをご紹介いただいておりますが、まだ上ったことはございません。

○教育長（小倉寛恒君） 私もまだ、米山薬師には上ったことがございません。

○9番（森 弘道君） 米山薬師に上られますと、この中身の答弁が変わってくると思うんです。ぜひ、ひとつ登っていただきたいと、このように。

時間来てしまっておりますが、排水道関係に入りたいと思います。

答弁はいただいておりますけど、私が提案しているのは、こう2 m30底盤があります。壁が1 m30cmあるいは1 m幅あります。ここ、底盤を掘削というのは、掘り下げた、これは全体を下げたのではなくて、中心を取って中を下げたらどうかという提案をしているわけですよ。もちろんここをすれば、それは崩れます。だけれども中心を取って、中をくりぬいていくという、この方法を私は言うわけですよ。

そうすれば、工法的にも何とか今の技術を生かせば、何とかいくんじゃないかなあということですが、まあ、これはそれとして。3日の日でしたか、9月の3日の日に電話がございまして、担当課から現場を確認したいと、それで立ち合っていただきたいということで、現場を歩いて回りました。

そして、これまでの大雨のとき、どの位の水位になるのか現場の確認を部長みずから、係の人と一緒に見たと、確認をしたと、なるほどということございまして、やはり机上、図面の上で協議をするよりも現場主義、現場で協議をすることが私は、もう一番だとかこういうふうに思ったわけです。この件については、非常に前向きに対応をしてもらって、改めて敬意を表したいと、このように思っております。

解決策として、私も提案をしていますが、県道に入る前で分水路をつくるか、あるいは県道、今私が言ったようなそういう方法で処理をするか、水の引きがいいようにするか、その二通りだろうということで質問をしているわけですが、現場で今後、今できるだけ市道に沿ってと、そういうところを利用して新たな分水路を設けるとかというような回答でございますが。

現場でこういう話が出ましたね。現場は今、既存の分水路があるんです、私も何回か大雨のときにその分水路を見に行った。もう、ごみなどが引っかかって用をなさないので、つくってあるんだけど。これが、もう少し能力を発揮すればいいんだけどなあということで、そこのもと立ち合って見たのですが、まず、そのときに既存の分水路云々というようなことも出ましたが、そこあたりはどうですか。お考えをちょっとお聞かせください。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

先ほど議員のほうからございましたが、五社神社の分水路につきましては、当時、上流側の開発に伴いまして水が増大するというので、条件つきで開発業者がつくった分水路でございます。転倒ゲートになっておりますが、T字型に直角の放水路になっております。

そこで、これは実際、思川土地改良区の施設でございますので、協議が必要となりますが、まあ、導入壁等ののみ口を、断面を大きくする方法、それと導入壁等を設けて、現在3分の1しか流れてい



ない水を導入する方法を検討したいと、現在のところ考えております。

○9番（森 弘道君） 土地改良区との協議が当然出てくるだろうと思いますけども、まあ、改良区さん自体も何とかはしたいと、これじゃ、やっぱり危険だというのは、もう承知の上でございますので、そこあたりは十分認識はされていると思います。そういうことで、その既存の転倒ゲートも今後、改良の方向に向かって進めていただきたいと、このように思います。

最後に、イオンタウンの件で、今計画がありますが、あそこは今農地になっておりますから、雨が降っても調整池の今役目は、しているわけですよ。しかし、これが、上屋が立ちますというと、また問題が起きると。今、既存の水路がある、これは完全なる幹線排水路がございますね。

イオンの前に、待合所がありますが、停留所がございます。そのわきに大きな幹線排水路がございます。その幹線排水路が、城瀬東線の迂回路を通過して沿って、そしてイオンの駐車場、イオンのガソリンスタンドがありますが、ガソリンスタンドに入るあれを過ぎて、道路を横断しているわけでありまして。道路を横断して東の自治会の西側を通過して、そして最終的には東側水門に出て別府川に流れていくと。しかし、満潮時には逆流をしてくるというようなことがございます。

ですから、そこのところを、やはり今、十分実態調査をしてやっておられるということでございますが、そこあたりを今後、この開発に伴って支障のないように十分対応してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

イオンの開発につきましては、面積的に県の開発行為に類するわけでございますが、市のほうに開発申請書が出ます。その中で審査して、県に答申するわけですが、県のほうでも面積に応じた調整池の基準がございます。イオンの場合も必要ではないかと考えておりますが、そこら辺の技術的な面を各方面で検討して、隆起等の計算も当然行っていくことですが、排水対策には十分検討されることと考えます。

以上です。

○9番（森 弘道君） これで終わります。

○議長（玉利道満君） これで、森弘道議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後の開会は13時10分といたします。

（午後0時04分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時07分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。1番、本村良治議員の発言を許します。

○1番（本村良治君） 登壇

傍聴席の皆さんこんにちは。きょうは、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。私は、きょうこのように議長から発言の許可をいただきました本村良治でございます。早速質問に入ってま

います。

まず、エネルギー問題です。ことしの夏は、九州電力の全原子力発電所が停止し、電力の供給が綱渡りの厳しい夏を迎えました。再生可能エネルギーの固定価格買取りも7月からはじまりました。将来のエネルギー割合の見直しも政府は進めています。

節電、省エネへの取組みとともに、暮らしに欠かせないエネルギーについて見つめ直す夏となりました。

また、本県では、メガソーラーの計画がいちき串木野市、垂水市、南さつま市、日置市、指宿市など県内各地で計画が相次ぎ明らかになってきています。我が始良市では、自然エネルギーの導入の構想や、メガソーラーの設置についてどのように検討されているのか問うものであります。

- 1、再生可能エネルギーの導入について、構想をどのように描いているか。
- 2、導入に向けての条件整備をどのように進めていくか。
- 3、小水力発電について始良市の導入への計画の見通しはどのようになっているか。
- 4、メガソーラー設置の計画はどのように検討しているか。

2項目め、生活保護問題。

現在の生活保護制度は、憲法25条に規定されている生存権の保障をよりどころに制度設計されている。

現在、最後のセーフティーネットとして機能している制度である。ところが、市内で生活保護費が支給される日は宴会、あるいはそれと類する飲食が行われ、遊興費等に使用していることを、受給者本人が周囲に自慢げに話している実態を何回も耳にしたことがあります。

このことから、不正受給ではないかと疑いたくなるのは私だけだろうか。

一方、生活が困窮している家庭の中には、少ない国民年金で生活を切り詰めて生活保護の受給を我慢している家庭も何軒も実在しています。

この不正受給の実態を、なくすべきではないだろうか。もちろん、経済的要因や自然災害で、生活に困窮し福祉制度を利用することは誰の身に起こってもおかしくない。そのときに、私たちは胸を張って生活できるような地域社会をつくり上げていかなければいけない。

- 1、生活保護の申請の条件をコンパクトに説明せよ。
  - 2、現在の受給者の数はいくらか。それは、総人口の何パーセントに当たるか。
  - 3、過去5年間の受給者の推移はどのようになっているか。
  - 4、その結果をどのように分析しているか。
  - 5、現在の生活保護費受給者の生活実態は、申請時に比べて生活をどのように改善されているか、具体例を示せ。
  - 6、現在の受給者へどのような就労支援を行っているか。事業名をあげて具体的に説明せよ。
- 2回目の質問からは、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君）                      登                      壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の、エネルギー問題についての1 点目ご質問にお答えします。

昨年の東日本大震災以降、原子力発電をはじめとするエネルギー問題への関心が高まり、そのあり方について様々な議論がなされているところであります。

このことは、私たちのこれからの生活様式に密着する課題であり、環境負荷の程度や安定供給の可能性、生産コストなどについて、今後、研究が進むものと考えております。

本市といたしましても、基本的には再生可能エネルギーの普及啓発と、利用促進に積極的に取り組む必要があると考えております。

始良市総合計画や始良市教育振興基本計画においては、新エネルギーの推進や太陽光発電装置を活用した環境教育の推進を掲げており、また、本市を取り巻く自然条件等を考慮しますと、太陽光エネルギーの活用が有効な手段であると考えますので、本年度から来年度にかけて策定する環境基本計画や地球温暖化防止対策実行計画の中にも位置づけ、市民への普及啓発や、自治体としての公共施設等での使用について検討していきたいと考えております。

2点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、本市の取組みとして、今年度策定する第3次実施計画において、家庭用太陽光発電施設の設置に対する助成制度について検討することとしております。

これにより、家庭における再生可能エネルギーへの取組みを応援し、環境保全に対する理解を促進したいと考えます。

また、民間レベルにおいては、国の全量固定買取り制度の創設によって、商業ベースによる、いわゆるメガソーラー施設の導入が進んでおります。10kw以上の施設について20年間の買取りを補償するものであるため、この期間に環境保全に貢献しつつ、設備投資額を回収し、事業収益を産んでいくことが必要となります。

このことから、本市としてはメガソーラー事業に独自に取り組むよりも、民間事業者の取組みを自然エネルギーの利用推進と環境保全の視点からサポートしたいと考えます。

具体的には、設置条件に適した広大な土地の紹介等を行うことや、公共施設の屋根貸しなどが想定され、前者については既に数件の問い合わせも受けたところであります。

市有地の活用についても考えられるところではありますが、民間事業者の多くは借地もしくは無償提供を希望していることや、公有地の保有目的があることと、相当規模の面積が必要になることなどから、現時点で公有地の提供は難しいと考えます。

また、適地と思われる民有地の紹介についても、農地保全や遊休農地の活用を考慮しながら、支援する必要があると考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

先の第2回定例会の一般質問でもお答えしましたが、県内においては民間企業である九州発電が県内に約40カ所の小水力発電所の建設を計画されております。

この建設計画の中には、本市内の数カ所が候補地として含まれているとのことではありますが、現地調査の時期につきましては未定のようであります。

また、市といたしましても、九州電力やその他の民間企業にも適地候補地の情報を提供しており、計画箇所の選定につきまして、一部支援を行っているところであります。

今後、水力発電事業は、安定した発電が可能であり、太陽光発電のように日照時間の影響を受けることがないため、有望な環境ビジネス、収益事業として民間事業者が参入することが予想されますが、太陽光発電に比べ多くの条件を解消する必要もありますので、今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、2問目の生活保護問題についての1点目のご質問にお答えします。

生活保護は、職員仰せのとおり憲法が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を公費で保障する最後のセーフティーネットであります。

保護の適用条件といたしまして、世帯全員の収入と国の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護費が支給させることになります。

最低生活費は、食費や光熱水費などの生活扶助、家賃などの住宅扶助、教材費や給食費の教育扶助、医療扶助などの合計で、地域や世帯構成により異なっております。

生活保護は、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、生活保護法による保護に優先して行われます。

2点目から4点目のご質問につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在の受給者数につきましては、7月末現在で、世帯数682世帯、受給者数1,044人で、人口に占める割合は1.39%となっております。

過去5年間の推移につきましては、合併前の平成19年度から21年度は旧3町分を合計しまして、19年度が500世帯、764人、1.02%、20年度が537世帯、823人、1.10%、21年度が597世帯、934人、1.25%、合併後の22年度が657世帯、1,028人、1.36%、23年度が682世帯、1,068人、1.42%となっており、保護世帯数、保護人員ともに年々増加しております。平成19年度に対して、23年度は保護世帯数で約1.4倍、人口に占める割合で0.4ポイントの増加となっております。

生活保護受給世帯は、高齢者や傷病者、障がい者、母子のいわゆる要援護世帯が大半を占めますが、近年の経済不況に伴い、厳しい雇用情勢が続く中、働ける年齢層の「その他世帯」が増加していることが要因と考えられます。

5点目のご質問にお答えします。

生活保護は、単に最低生活を保障するだけでなく、その自立を促すことを目的とした制度であります。

そのため、訪問調査や関係機関調査により把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定し、助言指導を行っております。

改善された事例としましては、0歳児を抱えて離婚した母子家庭のケースに対し、住居確保や子どもの保育園入所支援により就労に至り、児童扶養手当等と合わせて最低生活費を賄える収入が得られるようになった事例、また、アルコール依存症などで就労困難となったケースに対し、治療の継続や就労支援により自立した事例などがあります。

6点目のご質問にお答えします。

受給者への就労支援につきましては、自立支援プログラム事業として、平成22年10月から専任の就労支援員を配置し、始良ふるさとハローワーク等との連携により重点的に推進してきました。

平成23年度には、ハローワーク国分に始良・伊佐地域生活福祉・就労支援協議会が設置され、福祉部門と雇用部門の各機関の連携・協力体制が強化されました。この施策の一環で、市とハローワーク国分と「福祉から就労」支援事業に関する協定書を締結し、就職等に関する目標を定め、相互の連携により効果的・効率的な就労支援を行っております。

以上で、答弁を終わります。

○1番（本村良治君） まず、笹山市長にお伺いします。まず、市長の原発に対する施策をどうなっていますか。

○市長（笹山義弘君） 日本は、戦後、高度成長の中で現在までの世界に冠たる経済をリードする国となってきたところでございますが、その背景には、やはり安定した電力供給ということがあってのこういう工業立国・日本としての地位を占めたということであろうというふうに思います。

しかし、安全神話が言われる中での、原発ということを国民皆信じて疑わなかったわけでありまして、東北地方の東日本震災の福島原発の事故を受けましてこれらのことについて、もう一度検証する必要があるというふうに、国民、皆一様に感じられたのではないかとこのように思います。

そういうことから、今後につきましてはこの原発のあり方を含めて国がそのエネルギー政策をしっかりと軸足をもって、今後、政策を展開いただく必要があろうというふうに思いますが、一方では、このそういう経済工業立国・日本としての地位が保たれないことには、大変この厳しい経済の中で、日本がその貿易収支でもって今までなってきたことを考えますと、急激に原発をやめて、そのエネルギー政策を、原発ゼロということにシフトするということには、現時点では無理があろうというふうに思います。

従いまして、今後とも国においてしっかりとエネルギー政策の展望を示していただいて、その中で行政としてどのような協力ができるかということと一緒に取り組む必要があろうというふうに考えます。

○1番（本村良治君） では、スマートコミュニティ事業について、その概要と予算額を説明をお願いします。

取り下げます。

答弁書の中に、太陽光発電の補助の検討を行われていますが、その内容を具体的に説明をお願いします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご質問の太陽光発電の導入の件でございますが、現在、各部で検討しております。具体的な数字等は、第3次実施計画の中で計上するというところでございます。

○1番（本村良治君） これは提案ですが、太陽光発電を普及させるために公共施設の屋上を利用したらどうかということを考えますが、どうでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 太陽光発電の設置箇所については、議員仰せのとおり公共施設の屋根等も十分活用できるというふうに伺っております。

そういうことで、今後、環境基本計画も策定されますので、その中でも検討されることだと思っております。そういうことで、今後、そういう施設への設置についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○1番（本村良治君） では、生活保護問題に移ります。

まず、就労支援に関する事業によってどのような成果と課題が出てきたか。をお願いします。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

先の答弁の中にもございますけども、自立支援プログラム事業の中で就労支援を行っておりまして、就労支援員のハローワークへの同行訪問、就労支援を行い何名かは就労されて保護廃止になっておるところでございます。

課題としましては、今後65歳未満の稼働年齢層の方が、受給者がふえておりますので、今後は失業に至った原因等分析して、就労に至るための総合的な指導が必要であると考えております。

○1番（本村良治君） 就労支援の成果は、受給者の方の減少にどのようにつけていくか。

○福祉部長（窪田広志君） 成果につきましては、平成23年度は20名の方が就職をし、8世帯11名の方が保護廃止になっております。24年度につきましては、7月末で7名の方が就職されておりますので、受給者としては減っておりますので保護離脱につながったと考えております。

○1番（本村良治君） 現在、ケースワーカーの1人当たりの生活保護受給家庭の約何軒担当しているか、その数字をお知らせ願います。

○福祉部長（窪田広志君） その軒数につきましては、担当課長が答弁いたします。

○福祉部社会福祉課長（牧之内昌二君） 社会福祉課の牧之内でございます。ご答弁いたします。

現在、ケースワーカーは10名配置をしております。市内を10地区に区分しまして、おおむね均等になるように割り振りをしているところでございます。

現在、被保護世帯682世帯に対しまして1人当たり60世帯から74世帯、平均で68世帯を担当いたしております。

以上でございます。

○1番（本村良治君） 生活保護費不正受給の一切なくすために、ケースワーカーをもっとふやしていく必要があると思いますが、それはどうでしょうか。

○福祉部長（窪田広志君） ケースワーカーの人数のことでございますけども、今現在、ケースワーカーは、アルコール依存症とかいろんな職務困難ケースを抱えておるところでございます。保護世帯数が増加傾向にありますので、今後はケースワーカーの増員は考えていかなければならないと思いますが、議員仰せのとおり不正受給につきましても、法に基づき今後厳正に対応したいと思っております。

以上でございます。

○1番（本村良治君） では、これで私の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、本村良治議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午後1時38分休憩)

○議長(玉利道満君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時46分開議)

○議長(玉利道満君) 一般質問を続けます。

次に、15番、堂森忠夫議員の発言を許します。

○15番(堂森忠夫君) 登壇

眠くなる時間帯になりますけど、きょうの一番最後ですので、しばらくの間おつきあい願います。

質問事項1、雑木竹と地元材の利活用推進について。

要旨1、日本経済の高度成長時代前は、原発もなく家庭のエネルギーは雑木竹が、貴重な燃料として利活用された。燃料などの利用のために、伐採が適度な間隔で行われたので、地域景観のよい癒しのある地域文化を共有し、維持存続できた。経済発展後の現在は、木材の利用が少なく荒れた山林が多いが、市有林・学有林の目的や今以上の利活用推進のために、改善変更等の良策をどのように考えているか。

要旨2、用悪水路や農道など公衆用道路沿いで市有地内立木の杉等は、どのように処分し利活用がなされてきたか。また、公衆用道路沿いの立木について、今後の利活用計画を明確に示せ。

要旨3、永原分団の辺川消防車庫と辺川分団員詰所施設は、鎮守小学校校舎跡で木造教室の一部分を施設として使用している。木造の外壁や壁を支える下地材が腐食して雨漏りがするが、外壁全体の材料に地元杉材を生かした補修整備を施すことにより、推進効果が活力を育むのではないか。

質問事項2、地域再生と雇用について。

要旨1、地域再生と雇用は、日本の高度成長時代前の文化と現代を合体したコラボレーションにより、元気な地域と雇用が生まれると思う。その上策として、自然林の有効活用を最大に生かすために、木竹炭が河川浄化の効果があると聞く。浄化剤として炭も活用できないか。

また、炭は消毒・湿気除去や床下に入れるとシロアリ退治にも有効と聞く。市が推進することにより地域再生への道が開けると思うがどうか。

要旨2、円高経済は国内雇用が減り、シルバー人材センターには、豊富な人材は多いけど仕事量が不足だと聞く。

今の経済状況は、多くの分野において再生事業に取り組むことが良策と思うが、シルバー人材センターに助成し、戦後利用が多かった炭窯を新たに設置できないか。自然循環型の設備に炭を利活用すると、地域再生の環境整備や雇用と景観のよい元気な活性化が展開できると思うがどうか。

要旨3、くすの湯は、重油ボイラーの使用量が多いが、自然林をエネルギーに転換するバイオ型薪ボイラーを設置できないか。

多大な設備投資だが森林組合等やチップ工場・輸送業務などの雇用が期待できると思うがどうか。また、原発に変わる経済再生を考えると、自然エネルギー活用等で、火力発電の燃料として木材チップを利用推進も、地域再生と雇用に生かされると思うがどうか。

質問事項3、クモ合戦や太鼓踊り等の保存継承について。

400年以上の伝統を継承してきた保存会や庶民文化歴史の重みを合併して痛感した。

合併し、新たな意見や歴史を素直に受け止め、保存会活動理解や会員増強で、多くの声に傾聴していると思うが、保存会継承への支援アップと各種のイベント参加で継承の志気を高められないか。

また、市は両保存会に、どのような期待をもっているか。

質問事項4、教育環境等について。

要旨1、本市ではいじめはなく、不登校生も減少しているとのことだが、卒業後の実態調査をまとめるなどして、生徒指導する担当課があるのか。

要旨2、他市町や県外では、教員や警察、公務員関係職員の不祥事で逮捕や懲戒免職の記事が多い。本市は、朝礼等で職員や教員に対して訓示を行ったり、また職員・教員の悩み相談に答える環境を整えているか。

以上、壇上からの質問を終わります。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

堂森議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目のクモ合戦や太鼓踊り等の保存継承について及び4問目の教育環境等についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の雑木竹と地元材の利活用推進についての1点目のご質問についてお答えいたします。

平成22年に国が定めた「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」を踏まえ、県が23年に「鹿児島県公共建築物等木材利用促進方針」を決定しております。

今年の第2回定例会において、森議員のご質問にお答えしましたとおり、本市でも現在、地元産木材の利用を促進するため、「始良市公共建築物等木材利用促進方針」の策定に向け、関係各課に協議させているところであります。また、庁内に「始良市木材利用推進連絡会議」を設置し、公共建築物等に対する地元材利用の推進協議と情報提供を行うことにより、今まで以上の地元産木材の利活用が図られるよう取り組んでまいります。

2問目のご質問についてお答えいたします。

市有地内立木、今後、立木と読まさせていただきます。立木の杉等の処分と利活用につきましては、始良市森林整備計画や実施計画等に基づき、定期的な間伐等の森林整備を実施し、売却した杉、ヒノキの木材は、立木売却収入として収益を上げ、林道工事等で伐採した雑木竹は、さえずりの森に搬入し、炭の原料として利用しております。

今後の市有地内の立木等の利活用につきましても、今まで同様、始良市森林整備計画や実施計画等に基づき、定期的な間伐等の森林整備を実施し、杉、ヒノキの木材は、公共建築物等に利用し、雑木竹はチップや炭の原料として利活用できればと考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、永原分団辺川部車庫・詰所は、旧鎮守小学校木造校舎跡の一部分であり、これまでも修繕を重ねながら使用してまいりましたが、屋根・壁等に欠損や腐食等が進んでおります。

そのようなことから、早急に点検し、今後の対応につきましては、地元の要望を聞きながら、総合的に判断してまいります。

次に、2問目の地域再生と雇用についての1点目のご質問にお答えいたします。

木竹炭は、無数の穴が空いた組織になっており、液体や気体に対する吸着性がよく、水質浄化、消臭効果、土壌改良効果などがあるとされており、



また、竹炭の河川水質浄化効果に関する研究が実施されており、窒素、リンなどの除去効果はあるものの、河川の流域的な規模による効率的な水質浄化には、袋に詰めた竹炭と水流の接触時間を長く保つこと、竹炭を容易に除去できること、定期的な清掃などの適切なメンテナンス、費用対効果を含め継続性があることなどの条件整備や課題があるとされています。

総合計画では、竹資源をバイオマス資源として有効活用する方針を定め、また水質浄化については、本市の汚濁負荷量の発生源として、生活排水が約66%、事業所系が約25%、農林系が約7%、畜産系が約2%であることを踏まえ、水洗化率向上に向けた下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備を基本計画の中で考えており、木竹炭を河川の流域的な規模での浄化対策としては考えておりません。

2点目のご質問についてお答えいたします。

山林所有者の高齢化や不在村化に伴い、放置された山林が増加してきているのが現状であります。

このような中、最近、竹材が見直され、紙パルプへの利活用が期待されており、竹林所有者は竹チップ製造業者に竹材を売却されています。本市では、竹チップを製造している蒲生町にある国元商会在が竹材を1kgあたり7.5円で竹林所有者から購入しており、竹林所有者の所得の向上により、地域の活性化及び環境整備につながるのではないかと考えます。

炭窯の設置につきましては、海外から輸入された炭が、国産の炭に比べ安い価格で店頭に出ており、消費者の炭の需要などを考えますと費用対効果は上がらないのではないかと考えます。

3点目のご質問にお答えいたします。

ご提案の「くすの湯」にバイオ型薪ボイラーを設置することにつきましては、現在、今後の「くすの湯」のあり方を含めて、「くすの湯活性化検討会」において検討しているところであります。

経費節減策の一つとして、間伐材、竹、木くず等による木質バイオマスのエネルギー利用が図られれば、林業の活性化を含め、雇用など多くの波及効果が期待できます。

また、議員仰せのとおり、脱原発、自然エネルギーの活用による地域再生と雇用など、日本における経済、環境、安全・安心の大転換期にある昨今、本市におきましても、民間事業者による木質バイオマス関連事業の進出について、相談が多くなっているのが現状であります。

市といたしましては、雇用と地域経済浮揚を図るため、進出を模索する事業者への支援策として、企業立地促進補助金等により支援をしております。

**○教育長（小倉寛恒君）** 3問目のクモ合戦や太鼓踊り等の保存継承についてのご質問にお答えいたします。

太鼓踊り、棒踊りなどの郷土芸能やクモ合戦のような習俗文化など、それぞれの地域で営々と継承されてきた無形民俗文化財は、近年の人々の生活環境の大きな変化によって、その保存伝承をしていくことが、きびしい時代を迎えています。

そのような中でも、各保存会の皆様方には、これまで以上に保存・継承活動に努めていただいているところであります。

合併して2年5カ月が経過し、この間、市民の皆様も市内のいろいろな行事やイベントに参加し、これまで以上に興味を持って、それぞれの地域の歴史や文化に接する機会がふえていることと考えます。

今後は、市民一人ひとりが加地木の「クモ合戦」や帖佐の「浜下り」、市内各地に伝わる「太鼓踊り」等を始良市として継承すべき無形民俗文化財として認識できるような取組みが肝要であると考え

ます。

また、それらの無形民俗文化財は21件あり、それぞれに継承者や道具、運営費不足などの問題を抱えているところですが、その対策として何ができるか、どのような施策や対応が有効か、行政も保存会の方々と一緒に協議し、保存会が今後とも運営を続けられる環境づくりのため支援してまいります。

次に、4問目の教育環境等についての1点目のご質問にお答えいたします。

中学校卒業後の高等学校の不登校状況の実態調査や生活指導に関しては、高等学校の設置者が行うこととなっており、県立高等学校は鹿児島県教育委員会、市立高等学校については設置する市教育委員会、私立高等学校については当該高等学校が行っております。

市教育委員会としては、本市が設置する幼稚園や小・中学校を所管しており、卒業後の生徒指導について、見届ける体制はありません。

また、中学校卒業後の不登校経験者については、卒業後の進路先が県内・外の多岐にわたり、それらの進学先から学校へ不登校の状況について、連絡が入ることはありませんので、市教委としては把握できない状況であります。

なお、進学後に学校不適應による不登校や中途退学者を出さないように、それぞれの中学校では、各学年の段階において、生徒の適性や能力、進路情報、キャリア教育及び進路相談をとおして、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長できるように、組織的・継続的に指導しているところであります。

2点目のご質問にお答えいたします。

教職員の不祥事に関する報道には、大変心を痛めているところです。教育公務員としての服務規律の厳正確保については、年間計画に基づき職員朝会や職員研修等で随時進めており、8月には市内全小中学校で、たび重なる教職員の不祥事に鑑み、一斉に服務に関する研修を行っているところです。

また、教職員の悩みへの対応については、各学校において、メンタルヘルスの相談窓口を複数設置し、いつでも対応できる体制をとるとともに、教職員一人ひとりの身上把握に努め、場合によっては、相談機関や医療機関を紹介しているところです。

なお、市教委としても、8月の校長研修会において、講師に精神科医を招き、「教職員のメンタルヘルスについて」というテーマで研修も深めており、学校として細やかな対応がとれるよう進めているところであります。

以上で、答弁を終わります。

**○15番（堂森忠夫君）** 今回の質問は、地域再生と雇用回復を頭に入れて、質問の要旨はつくりました。なぜかという、今の経済状況は、説明するまでもなく皆さん分かってらっしゃると思います。もうこれ以上、日本経済は大きく伸びることはないと思います。その中で、雇用、雇用と国も言っておりますが、本当に実態と、本当にこれからどうすればそれができるのかと、本当に考えた時に、相当ここでいろんなものをみんなが本気になって取り組まないことには、この雇用は回復しないと思います。ですので、雇用に関してこの9目はつくってあります。ですので、1担当課のところでは処理するんじゃなくして、私から見れば、その全部が市長と思って質問したいと思っておりますので、そうでないと担当課で処理して逃げていったら、何も前に進みませんので、そうでないと、この今の始良市民は、どんどん働く場がなくなっていく。市長は頑張って、いろいろと企業を持ってくるように頑張っていってらっしゃいますけど、周りの大手企業は閉鎖の方向に進んでいるのが実情です。

我々が、40年代の頃は、円が三百五、六十円でしたけど、今は100円以下です。これが続くと思います。よくなるなんて思ってもらったら大変なことです。だから、円高がこれだけ進んだ中で地域づくり、まちづくりを考えていかないといけない。そこには、相当なものを決意しないとできないと思うんです。だから、教育は教育だ、それは関係ないじゃなくして、全部でそういったものを捉えていただきたいなと思います。

答弁いただいておりますので、この答弁書に従いながら質問していきますが、県も木材利用促進方針を決定したということは、県自体が今の木材を使う場所がないからこういう方針を出したと思うんです。始良市の中に、昔は何件も製材所がありました。今、製材所が何件あるんでしょうか。そういったことを考えると、ただ議会対応の答弁だけで終わらしちゃったら、始良市の何十年か後には破産してもおかしくない。だから、今ここで真剣に考えて、取り組んでいただきたいなと思います。ですから、県自体も全体から見たら、いい答えは出てないと思うんです。これは木材を使うといっても、県はいい方向が出てるんですか。担当課のほう、ちょっとその辺、この促進に関しては、どんな方向でいこうとしてるんですか。

○農林水産部長（安藤政司君） 県のほうにおかれましても、先ほど申し述べておりますが、国の「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」、これに基づきまして、県としてもその鹿児島県材の有効活用を推進するという立場で、市町村と一緒に整備を進めておられますし、国の営林署であります管理署のほうと一体となって、その県材の有効活用を進めるということで取り組まれているところであります。それを受けて、答弁にあります始良市としても方針を定め、その有効活用を推進するというので取り組んでまいりたいと考えます。

○15番（堂森忠夫君） 市の場合は、その推進をどういうふうに具体的に推進していくのか。そして情報提供をどういったところに流していくのか。ここのやる、やらないじゃなくして、具体的にその辺の説明ができますか。

○農林水産部長（安藤政司君） これにつきましては、さきの議会でもご承認いただいたんですが、部分林の分収割合を改正する、そういうことを部分林を育林されている方々にも推進して、除間伐による森林の整備に努めていただくというのも一つの推進の施策であろうと思います。

それと、また先に地域のと申しますか、「鹿児島県材の家資材供給協議会」というのが組織されているようであります。そこの方々も県材の有効活用をということで、市のほうに要請にまいられました。また、その方々と協議する中で、それでは市材の、始良市材の有効活用について、その対応がどのようにできるのかについての協議等も行っているところであります。

その際には、県の振興課のほうも見えられて一緒に協議を進めているところであります。そのような形で、市材が有効に使われるよう、また活用できるよう本市としても取り組みを進めているというふうに考えております。

○15番（堂森忠夫君） 市材が有効活用されることは、ありがたいことなんですけど、今も家もいっぱい建って、家も建たないような状況です。どこで、使うんでしょうかね。それと、立木の収入が、収益が、杉、ヒノキ等であったと書いてあるんですが、その売払収入はどれぐらいあったんですか。

昨年度。

○農林水産部長（安藤政司君） 収入に関しては、農林水産課長のほうで答えます。林務水産課長のほうで答弁いたします。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田です。どうぞよろしく申し上げます。  
平成23年度の直営林を間伐した際に出ます立木の売払収入でございますが、約340万ほどの金額でございます。  
以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 森林整備等には、相当の金を使って、収益は340万円です。言葉ではこうして、それで逃げられるかもしれないけど、私はこれでは大変なことになると思います。だから、もうちょっとグローバル的な考え方を持たないと、この木は生かされないと考えています。  
次の質問で、さえずりの森には、雑木等は搬入している。去年1年間に、このさえずりの森にどれぐらいの雑木を運んで、この炭窯がどれぐらい活動したんですか。

○農林水産部長（安藤政司君） 誠に申しわけありません。その昨年度の、数量についての把握はいたしておりません。

○15番（堂森忠夫君） その数字は、把握してないということですが、私は、あの施設は有効活用していただきたいなと思って、この今、さえずりの森の炭窯に質問したのであります。ですので、後々またこの分野は質問してますので、後でまた一緒に質問したいと思いますが、この木材を公共建築物等に利用するというふうに答えていらっしゃるんですけど、公共建築物でも、今、満足に使えるような施設もないんじゃないかなと。

そしてまた、今度、松原小学校ができるわけですけども、その中で木材は外では、材料は何にしても、利点があり、欠点があるわけですけど、鉄は雨に打たれればさびますが、やがて腐食します。木もやがて腐食します。できるならば、なるべく室内で多く使えるような、壁材とか内装の、椅子とか机とか、そういったのにも、加治木の時代は使ったんですけども、学校関係に、そういった椅子、机とかそういったのに活用するとか考えていらっしゃるんですか。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

机、椅子を木製をとということにつきましては、前回そういう意見もございましたけれども、ただ小学生がまだ小さい関係で、木製になりますと、ちょっと重たいということがございまして、その辺はまた今後、今から協議をしていくということにしております。

以上でございます。

○15番（堂森忠夫君） 十分検討していただきたいと思います。

それと、チップ加工をしているとことですけど、このチップも量的にどれぐらいチップにしているのか、それでそのチップはどのように使用されているのかお答え願いたいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） 竹林のチップの利用、竹林の利用者のチップの量でございますが、竹林になりますと民間の方の所有地でございます、それにつきましての量については把握しておりません。

○15番（堂森忠夫君） やはり、加治木にシルバーセンターが置き場を持っていますが、そこに雑木をチップしたのを置いてあると思うんですが、あれを有機肥料にとかそういうのに使ってらっしゃると思うんですが、このチップをまだまだ、燃料等に生かす方法等があるんじゃないかと思しますので、こういう分野は今後研究していただいて、利活用をどんどんできるように考えてもらいたいと思います。

それと、学有林ももっているわけですけど、学有林は答弁がなかったわけですけど、答弁はなくても担当課はそういった状況ですので、答弁のしようがなかったと、そのようにとらえます。ですけど、これから今このままいったら、子どもたちは何もできん、というような子どもたちばかりになっていくんじゃないかなと、もうちょっと、汗を流す場所を行政が、そういう場所をつくってあげるべきだと、そうすることによって、いろんな分野に強い子どもたちが育っていくと思いますので、いろんな角度から利用度を考えてもらいたいなど。

鹿児島県は廃材をエネルギーにする「鹿児島県バイオマス研究会」を設立しました。これがやがておそらく県の事業として取り組まれていくと思います。だから、県と一緒に、早いうちに手を挙げて取り組んでいけば予算も獲得できると思うんです。人がやる前にやっばせんにや、ですので、やはりこれからは環境を考えて、原発がなくなると騒いでるわけですので、やはりこれをエネルギーに変える、無駄のないように、そうすればそこに雇用の場が発生するわけです。雇用の場をつくらないとどんなふうになるのでしょうか。失業者ばかりです。大阪のあるまちは、失業者ばかりのまちがあります。そういったまちができるようになっていくんじゃないでしょうか。みんな、楽しんで、生活しようというような考え方の方向にどんどん行きます。もうちょっと、汗を流して活動できる場をつくっていただきたいと、そのように思います。

次に入ります。要旨3です。要旨3は辺川分団ですが、この地域におそらく見に行かれたから、このような回答ができていますと思いますが、この辺川分団、非常に地域がまとまったところでありまして、校区全体そういってもおかしくないのですが、2年に一度開催される市の操法大会では、永原分団は数多くの優勝をしております。

また、そういった実績が人間関係もよくして地域から信頼感も得て、何をやるにしても一致団結できると、そしてまた辺川分団では、長年大和田でまだ運動会をやっておりますが、そういったところに消防団がお手伝いをすると、常に共働の精神でふるさとのきずなを維持しています。地域を守るためには、時間も惜しまず、事にあたり、そういったところでございます。

辺川分団の中心は、やはり鎮守小学校の跡地の施設であります。地域の活動拠点であり、また地域の宝でもあります。辺川分団の小学校は、明治11年1月に元庄屋の事務所を鎮守小学校と令名し、単級でスタートし、昭和27年10月に山田村より加治木町へ編入、昭和33年は、6クラスで152名の児童数で地域が最高に元気がある頃でした。昭和46年3月の閉校時は、3学級で44名の児童数となっております。その後、1、2年生の教室が改造されて消防車庫になり、3、4年生の教室が天井内壁はそのままの状態で団員詰所の施設となっております。歳月が経って、雨漏りがするのは当然であります。

しかし、この辺川分団は、よく今まで辛抱して文句一つ言わないで守ってきていることには、感謝すべきだなと思っています。

団員の中で、昔の教室がそのまま残っているから、懐かしさがあり、解体せずに補修してこの建物を使いたいと、そういった団員の声もありますので、地元の声を十分に聞いて、これを残していただきたいなど、昨日のニュースでは、大正時代に建てた90年の建物が、放火で火災にあったというニュースを聞きました。やはり昔のものも大事にする、そういったところに地域のきずなが、やはり頑固なものが生まれると思いますので、市長、一つ前向きな答弁もいただいておりますので、総合的に判断するというふうに答えていらっしゃると思いますが、辺川のこの詰所だけじゃなくして、この市からちょっと遠く離れると、目が向けられない分野があって、蒲生のほうにも、詰所、こういった車庫等の整備が遅れている場所があると思うんですが、この際、一緒にそういったものを検討して、整備計画の中に全体的に入れる考えがありますか。

○市長（笹山義弘君） 永原分団の詰所でありまして、今は詰所としての機能で使っているということになります。議員のご指摘は地域おこしの観点からのご指摘もあるようではありますが、消防詰所としての機能をどのように残すか、あわせて隣にもそういう集落で活用いただける施設も有しておるところから、総合的に判断していきたいというふうに思います。

○15番（堂森忠夫君） その判断は、前向きな判断でしょうか。

○市長（笹山義弘君） 所期の目的といいますか、消防の施設でありますから、その辺のところをしっかりと精査していきたいというふうに思います。

○15番（堂森忠夫君） それでは次に、項目2に入りたいと思いますが、またここでも炭が出てきますので、要旨1と2あわせて質問したいと思いますが、この炭が河川で研究が実施されているというふうに答弁いただいているのですが、この炭が川に悪い影響を与える分野があるのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（仮屋隆夫君） お答えします。

メリットにつきましては、いわゆる水質の浄化の効能はあるということですが、研究の中では、吸着性はあるというものの、いわゆる汚濁物質がその炭に吸着しますと、継続性を考えますと、その汚濁物質を除去するメンテナンスといいますか、そういう作業が出てくるということで、それを放置しておきますと、ある意味、今度は炭の処理に困ってしまうというデメリットがあるというふうに聞いております。

以上です。

○15番（堂森忠夫君） 何でもメリットがあれば、デメリットもあるわけです。

川の汚染のする分野で、以前にも同僚議員が一般質問しましたが、EM菌を使ったり、EM菌にもやっぱりいいところがあり、悪いところがある。それぞれあるわけです。

だから、いろいろな分野を取り入れることによって、欠点もある。その分野も努力すれば、施設に

つくれば改善されるところもあるわけです。いろんな分野を取り組んでもらいたいな、そうすることによって、いろんな段階が活動できる分野ができる。何もしなかったら本当にどうなるでしょうか。だから、活動の場を広げる意味で、市がこれに取り組むという姿勢を持てば、また活動段階はふえるちゅうわけです。

家に何もできなくて、ニートがどれぐらいいると思いますか。そういった人たちも出やすい場所をつくってあげるために、こういったものを取り組んでいきたいな。だから、地域再生と雇用の関係で全部つなげよう、私はなかで質問したいと言ってるわけです。ですので、これを今はここで、嫌と言ってけんかをするつもりもありませんので、前向きに取り組む姿勢だけ持ってもらえれば、費用対効果、それだけを考えたら採算はとれないと分かっています。

だけど、その費用計算をとるか、雇用の場を人が活動する場をつくるか、どちらを優先するかです。私は、市民が活動する場、雇用の場を優先したいな。

そしてその削らなければならない経費は削って、やっぱり市民にどれだけサービスをできるか、市民の活動の場をつくってあげるか、それが行政の仕事だと私はそのように思います。

ですので、やはりそういった意味からすれば、前向きにただ取り組む姿勢だけはもっていただきたいと思います。費用効果のことを言えば、何もできません。日本経済自体がもうそのようなところにきているわけですから、最後に請願としては、私が言いたいところは、木材のこの活用に関しては、今のところはっきり言って答えが出てこない。そして雇用にしても、私は今のところないなと思っています。それ以上のことをするには、今、日本は外国に、発展途上国に対して支援金を送っています。あの支援金を、今までやっていた丸々やるんじゃなくして、あの支援金を抑えていただいて、そして国が、どの国、発展途上国の国を支援すると決まれば、その我々の市は、その国の市と姉妹都市権を結んで交流圏、姉妹都市を結んで、その都市は発展するように人、物、技術を送れば、国・県地方まで連携して働く場があり、いろんな始良の財産が活かされる。私はそのように思います。

だから、もうここまで落ち込んできたら、グローバル的な捕らえ方をもたないと雇用回復はできないと、そのように思っております。ですので、今の始良市の中だけでこれを消費しようとか、雇用を全部しようとか、そういったことは不可能だと思っています。だから、そういうこと国にどんどん市長は訴えていってもらいたいなというところで、この質問は終わります。

次に、クモ合戦に入ります。私も今度はじめて蒲生の踊りを見に行きまして、すごく感動しました。何で加治木と蒲生と踊りがちょっと違うな。蒲生はいっちょてこがあつて、すごい若者の踊りだな。私が今も踊ってますけど、蒲生であのいっちょてこをやろうと思ったら、私はできないなと思いました。加治木で何でそれができるのか。加治木は、朝から晩まで昔は太鼓を踊ってました。朝も、私は車がないころから踊っていますので、もう1日踊って帰ると夕方田舎に帰ると、暗くなるわけですよ。疲れるわけです。だから、少しずつもう踊る場が長いので、少しずつこうあんまり言ったらいかんけど、気を抜いてきてかなと。自分で踊ってるからそう言います。

そして、そういうところが蒲生との違いが出てきたかなと、だからお互いにこれからまた繁栄させるためには、蒲生帖佐の太鼓を見てよかったので、これを加治木で踊ってもらう場所をつくってもらいたいなと。ですから、そうすることによってお互いがきばろやと、そんな気持ちになれて保存会もあとを育てるそういったところができると思うんですが、そういった取組みはできないでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 今、伝統芸能に関しましては、それぞれの地域に、時期的なもの、あるいは

場所、披露公開する場所というのがありますけれども、一同に会してと午前中の質問にもありましたけれど、そういった機会というのも今後、市の芸術文化祭であるとか、あるいは市の周年行事、こういった機会に披露して多くの市民の皆さんに見てもらおうというのも、これは文化財保護法の趣旨にかなったものであろうと思います。

今後、そういったものを具体的にやるというためには、保存会の皆さん方と十分協議していかなきゃならんことだろうとっております。

○15番（堂森忠夫君） 時間がなくて慌てだして、ちょっと1つ抜けていました。

くすの湯ですね、抜けてました。くすの湯、これもぜひですね、ここでどうのこうのは、もう申しませんが、今、検討委員会をつくって前向きに取り組んでらっしゃいますので、ぜひいろんないいことも書いてありますので、バイオのことも書いてあり、雇用も発生すると書いてありますので、その費用対効果よりも、雇用をつくるという観点で、継続するという観点から、これは取り組んでいただきたいと述べていきたいと思っております。

あと、教育関係がありますので、もう時間を調整したいと思っております。教育関係において、教育長にちょっと質問させてください。

非常に今いろいろと新聞で皆わかっていらっしゃいますので、このままの状態ではいけないと、みんな思ってるんじゃないかと思っておりますよ、いじめの問題にしろ。そして、いじめはないというふうに質問の中で私は書きましたけど、実際はわからないところで、中学校卒業したら、もう教育関係のあれを外れるわけだから、情報も市には入らんと。実際のところ、やっぱり中学校卒業して高校行っても、1年で、もう1学期で、もう学校をやめた。そして、やはり家に閉じこもっていると。家の手伝いはするけど、外には出きらんと、そういう方から相談も受けております。

ですから、私もそれに対する相談を受けても、私自身もどうしようもできないわけですが、教育長にくるまいかんと思うけど、教育長もそこはもう私は関係ないと言えばそれで終わりですけど、教育長の温かいハートでもって、こういった人がおられたらどんなアドバイスされますか。

○教育長（小倉寛恒君） 具体的に、どういう事例なのかよく理解できませんので、具体的にそれをお答えすることができませんけども。一般的に、今、議員ご指摘のニートと呼ばれる方々必ずしも不登校と同一視することではないわけでありまして。以前は、同一する傾向がありました。それで今、ニートと呼ばれる集団が、全国で大体100万人ぐらい、自分の趣味とか、ただイベントに出かけていくというときだけの外出などを加えると300万と言われておりますけども、そういった多くの若者、これ、今、40代を含めてニートと呼ばれておるといふふうに聞いておりますけど。数多くのそういった集団があるということは、非常に日本の国力としても大きな課題であると思っておりますし、個々の事例に対しては、可能なことは我々のほうでも徹底してやっていくわけです。とにかく、その与えられた期間に、徹底してそこは改修していくということに努めていくつもりでございます。

○15番（堂森忠夫君） こういったいじめとか、こういった分野においては、学校でもすごく難しいと思うし、管理者である教育長の立場でも、実際にそういったこと起こったら対応は大変だと思います。

だから私は、最近の新聞にも出ていましたけど、やっぱり外部の人たちをそういった対応をする人



たちが必要じゃないかなと、ボランティア団体というんですかね、そういった団体ですね。やはり、警察とかそういった人の名前も上がってますけど、始良もですよ、そういった組織をつくっていったほうがよいと思うんですが、これはもう手を上げないことにはつくれないわけです。市長がそういった、教育長がそういった、組織をつくっていかれる考えがありますか。

○教育長（小倉寛恒君） 今、ことしの3月に教育振興基本計画を立てまして、それからことし24年度1年間に、始良市の子育て審議会というものを設けて、現在、つい4日の日に第3回目が終わったとごさいます。あと残り3回ごさいますけど。この中で、やっぱりスクールサポートボランティア事業、これが基本になりまして学校に多くの家庭、地域、それから事業体一体となって社会全体で子育てを担っていく。こういうシステム化を図っていくとごさいます。

そういうことで、課題を抱える子どもたちに対しても大人の手を差し伸べ、学校の中に数多くの大人の目を入れるということが、そのスクールサポートボランティア事業の大きな基本的な視点でごさいます。そういうことは、当然25年度以降の事業の枠組みの中で、賄っていくというつもりでごさいます。

○15番（堂森忠夫君） やはり、全ては連携しないと予算関係もうまくいきませんので、ぜひ国が取り組んでるやつは、率先して取り組んでいただいて、住みやすい始良市をつくっていただきたいなと思っています。

そういった中で、やはりこれが世の中入っていかなきゃだめ、今、その中で1番大事なものは何だろうかなと私は思っています。で、教育、政治、経済やっぱりこの3つの真ん中に、今までは我がを中心にしたものの考え方がどっかにあったんじゃないかな、あるんですよ。だからもう質問はしません時間がないから。

だからこの中に、全部がやっぱり倫理感を、やっぱりここにみんながこう意識するようなふう組織をつくっていかんといかんなど。そして、また学校教育においても我々の時代は言いましたけど、教育の中に倫理教育、道徳、この時間を設けて日本を変えていかなきゃいけない、地域を変えて。日本を変えないと地域も変わらないわけですから、そういう関連でいろんな問題が起こるのは、子どもにこの大人世界の問題に問題があって、子どもに問題が起こってるわけですから、我々がそういったことを変えていかないと、よい地域づくりはできないと思っています。

そして、その先頭に行くのが市長ですので、ぜひ住みやすい始良市のためには、雇用の場、これをつくらないと、やがて雇用の場がなかったらもうみんな不満だらけですよ。犯罪が起こりますよ。そういったふうにならないために、やはり費用対効果の計算じゃなくして、働く場、活動する場をどんどんつくっていただきたいということを述べて発言を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、堂森忠夫議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、9月10日、午前9時から開きます。

(午後2時43分散会)